

地名 散歩

第153回 昔の名前も出ています—今も残る旧地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

かつて埼玉県には「大宮町」が二つあった。一つは埼玉県最大の利用者数を誇る大宮駅のあるさいたま市大宮区の前身、北足立郡大宮町(後に大宮市)である。もう一つは秩父郡大宮町で、現在の秩父市。埼玉県に限らず、大宮という地名は有力な神社の所在地によく命名され、北足立郡大宮町は武蔵国一の宮にあたる冰川神社、秩父郡大宮町はこちらも古代からの由緒ある秩父神社の門前町である。

同名の町や村は珍しいことではないが、鉄道が全国に縦横に通じて旅客貨物の往来が増えてくると、同じ駅名や町村名は、しばしば誤解のもとになる。このため、人やモノの流れが急増しつつあった大正期には、全国に複数ある同名の駅に国名などを付けて区別する動きが出てきた。たとえば、全国に三つあった境駅は、奥羽本線が羽後境(秋田県大仙市)、中

央本線が武蔵境(東京都武蔵野市)、山陰の境線が境港(鳥取県境港市)という具合である。

埼玉県では、東北本線の大宮駅が明治18年(1885)と古いため、大正3年(1914)に秩父郡を南下延伸してきた秩父鉄道(当初は上武鉄道)のターミナルは、最初から秩父駅と命名されている(実は親鼻駅の対岸に初代秩父駅があったが、後に国神→荒川と改称された後に廃止)。秩父駅の開業も影響してか、秩父郡大宮町は「秩父町」と改称した。

その結果、大宮という自治体名は秩父町の大字として存続、現在に至っている。ただし、大宮のうち中心市街地部分は、その後、上野町、番場町など各種の町名が細かく設定されたため、現在の大宮は市街を外れた郊外に「その他の部分」のように存在するのみだ。それでもかつての町の名前が生き残っているのは貴



埼玉県の「もうひとつの大宮町」だった頃。秩父鉄道の秩父駅は秩父神社の「神」の字の少し上側に設置された。1:50,000「秩父大宮」明治40年(1907)測図。図名も旧称だ。



旧称の府中や国府の地名が並ぶ茨城県石岡市旧市街。近隣に建立された国分寺跡と国分寺の町名も図の北端に見える。地理院地図 令和6年(2024) 11月12日ダウンロード

重である。

静岡県富士宮市もかつては富士郡大宮町で、国鉄身延線の駅名も大宮町駅だった(開通当初は富士身延鉄道)。「町」が付いているのは、埼玉県の大宮駅との混同防止だろう。大宮町は、隣の富丘村と合併して昭和17年(1942)に市制施行したが、その際に埼玉県大宮市との重複を避けて富士宮市と命名された。駅名も4か月後に大宮町から富士宮に改称したが、それでも市内には旧名の大宮町が現存する。

武蔵や摂津といった令制国(律令制度で定められた国)の政庁所在地の町のことを国府と称したが、当然ながら全国各地に国府または府中という地名が分布していたため、混同を避けるべく明治初年に多くの町が忙しく改称された。各地の国府の中には、甲斐国府を略して甲府、駿河国府を駿府、周防国府を防府、長門国府を長府とした例などは誤解の余地もないが、その他いくつもの国府・府中の地名がこの時期に改称している。

たとえば、常陸国府は現在の茨城県石岡市であるが、市街地は水戸街道の府中宿にあたり、江戸初期には府中藩の所在地でもあった。行政名としては平村に属していたが、明治2年(1869)に石岡町と改めている。石岡という地名は、鎌倉時代の石岡名(名は荘園時代の地域区分)まで遡り、明治に入って久しぶりのお目見えとなった。それでも石岡市の旧市街には、府中と国府の双方が町名として今も残っている。

平成の大合併で越前市となった武生市(平成17年まで)も越前国府の所在地で、長らく府中と呼ばれていたのを明治2年(1869)に武生町と改めた。武生は平安時代に見える地名で、

古代の地名を復活させたことになる。その旧武生市街にも、やはり国府と府中が現在も越前市の町名に引き継がれた。今度は、武生の地名が「武生柳町」以外すべて姿を消してしまったのは残念である。静岡の旧称である駿府は、現在では城跡の領域に葵区駿府町として残っている。駿府公園の所在地ということもあり、昭和41年(1966)からの比較的新しい町名だ。少し珍しい形では、豊後国府のあった大分市の府内町。ここは近世の府内城下町にあたる中心市街である。ちなみに大分は郡名だ。

近世城下町の旧名が市内の町名に残る例も少なくない。たとえば、秋田市は江戸期には久保田という城下町であったが、明治4年(1871)1月に久保田藩が郡名を採って秋田藩と改めている。その後身である秋田市でも、昭和41年(1966)に千秋久保田町として久保田を復活させた。駅の北西側で城のエリアも含んでいるから、このあたりで久保田の旧名を残したかったのだろう。

戦後まで市名として残っていた古代以来の地名が、自動車メーカーの名前に変わったのが愛知県豊田市で、昭和34年(1959)に挙母市から改称した。古代から連続と続いてきた地名があっさり企業名に変えられたのは、いかにも高度成長期の無神経な扱いではあるが、旧市街に今も挙母町が残っているのはせめてもの救いだろう。

市内の町名ではないが、学校名に残ることもある。たとえば、岩手県立不来方高校は隣の矢巾町内ではあるが、南部氏が入る前の盛岡の旧称で、岡山県高梁市立松山高校の松山は旧城下町名。県立高梁高校夜間部が改称して後に市立に移行した。岐阜県土岐市には、その旧町名である土岐津小中学校が現存する。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.815
2024 December



表紙写真
「脱マスク」

第39回写真コンクール銀賞(自由部門)
大倉 寛●千葉会

衰えを受け入れる。
いっせーのせでジャンプしましたが、私の
足がぼぼ地面。躍動感もなし。
若さには勝てないと納得しましたが、同年
代の妻のジャンプをみて自分だけか…。

地名散歩 今尾 恵介

03 令和6年度 第1回全国会長会議

09 シリーズ
地籍学事始め

第7回 地理空間情報ベース・レジストリとしての地図情報の高度化への期待
地籍問題研究会幹事 村上 真幸

12 愛しき我が会、我が地元(4巡目) Vol.130
青森会/高知会

16 狭あい道路解消シンポジウム
～広がる道路 広がる安心～

22 12人の土地家屋調査士 第3回、第4回

26 令和5年～6年度 研究所研究中間報告
研究テーマ3 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究

28 ADR民間紛争解決手続代理関係業務
法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

30 土地家屋調査士新人研修修了者
関東・近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会

33 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

35 会務日誌

37 令和7年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)の
ご案内

38 各土地家屋調査士会へ発信した主な文書

39 土地家屋調査士名簿の登録関係

40 日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム
調査士カルテMap

41 ちょうさし俳壇 第475回

42 国民年金基金だより

43 令和6年 秋の叙勲・黄綬褒章

44 ネットワーク50
福井会

45 編集後記

令和6年度 第1回全国会長会議



はじめに

令和6年10月8日(火)午後1時30分から9日(水)正午まで、東京ドームホテル「オーロラ」において、令和6年度第1回全国会長会議が開催されました。

＜令和6年度第1回全国会長会議次第＞

- 1 開会の言葉
- 2 連合会長挨拶
- 3 座長選出
- 4 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明
- 5 連合会が取り組んでいる事項等の説明
- 6 意見交換・情報交換
- 7 閉会の言葉

開会に先立ち石川会の有川宗樹会長から能登半島地震と奥能登豪雨災害について報告がありました。

元日の能登半島地震に際し、皆様からいただいたご支援と義援金に心から感謝申し上げます。義援金のほとんどは、8月中旬までに被災会員の被害状況に応じて給付させていただきました。皆様のお気持ちに被災会員に代わり、厚く御礼申し上げます。

現在、地震に係る土地家屋調査士の活動として、職権減失調査業務に取り組んでいます。石川県の公嘱協会が対応しています。

被災地は、公費解体が軌道に乗りつつある地域と、



石川会 有川会長

いまだ地震直後の様子と変わらぬ地域の明暗があるものの、住民も行政もそれぞれの立場で頑張っていますが、9月20日の深夜から22日にかけて、地震の被害が大きかった輪島市、珠洲市を中心に、令和6年奥能登豪雨が発生し、震災に重ねて大きな被害をもたらしました。地震により脆弱になっていた地盤や応急的なインフラ、仮設住宅などが被災しました。山間部の土砂や倒木が流れ、道路を塞ぎ、川をせき止め、至る所で川があふれ、家屋や道路が浸水しました。

家屋が浸水した地域は限定的ではあるものの、収穫直前の農地やインフラの被害が大きく、また土砂が乾燥したことにより砂埃が舞うためマスクが必要になるなど、地震からの復興を目指していた多くの市民に影響が出ています。また、職権減失登記や公費解体のスケジュールにも影響し、計画が見直されることも聞いております。

被災した会員数名のうち、輪島市の会員が特に大きい被害を受けました。当該会員は、震災以降、被災した自宅を離れ、仮設住宅で暮らしながら事務所土地家屋調査士業務をされていましたが、事務所が床上110センチの浸水により、測量機材やパソコンなども水没した状況です。自然災害に対して我々土地家屋調査士ができることは限られていますが、会員間の互助精神に感謝し、国民の生活に寄与できるよう努めながら励んでまいりたいと考えています。なお、この度の豪雨災害に対して、義援金口座の問合せをいただいております。皆様のお心遣いに深く感謝申し上げます。石川会としては、新たに口座を設けることはいたしませんので、地震の際に開設した義援金口座へお振込みをお願いしてござ

す。いただいた義援金は、地震と豪雨の被災会員に給付するものですが、その配分については、石川会及び義援金配分委員会の判断にお任せいただくこともご了承ください。以上、能登半島地震と奥能登豪雨の災害についての報告とさせていただきます。

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨への義援金口座

北國銀行(ホッコクギンコウ) 金沢西部支店(カナザワセイブシテン) 普通預金 口座番号78291

石川県土地家屋調査士会 能登半島地震義援金(イシカワケントチカオクチョウサシカイ ノトハントウジシンギエンキン)

1 開会の言葉 三戸靖史副会長

今後10年の戦略を大いに議論できる会議になるよう願って開会しました。



三戸副会長

2 連合会長挨拶 岡田潤一郎会長

令和6年能登半島地震により、多大な被害を被られた石川県に追い打ちを掛けるように、豪雨が襲いました。再度の被災に掛ける言葉も見つからない状況でございます。被害に遭われた多くの皆様に、心からお見舞いを申し上げます。また、石川県土地家屋調査士会の皆様が中心となって、今までの活動状況にこだわることなく、被災地における建物性の認定など、土地家屋調査士として、資格者としての特殊性を活かした支援を実行いただいていることに心から感謝を申し上げますとともに、私たち土地家屋調査士は、平時から有事に備える資格者であることを目指して活動することが求められていると認識することが重要であると思います。

本年6月18日、19日の定時総会で承認をいただきました当連合会の事業計画にのっとり、現執行部は運営に当たってまいりました。連合会の役員は、事業方針大綱及び各部等の事業計画にのっとり、各々の持ち場、立場において積極的に活動を展開し

ているところです。基本方針として掲げました「制度環境の共有から調和～そして未来へ～」を意識し、土地家屋調査士全体でまとまっていくべく、活動を展開しています。

本年6月、閣議決定されました政府の骨太の方針2024年版の本文におきましても、地図づくりに関する提言が3年連続で記載された事実も引き金となり、概算予算の要求額の拡大につながる一方、様々な場面において、土地家屋調査士の持つ地域情報の運用活用につき強く発信をしている途上です。

本年4月からは、相続登記の申請義務化がよいよ始まりました。全国の土地家屋調査士事務所においても、その影響は大きく反映されているとの声を多く聞いています。本年度は、事業方針大綱でもお示ししたとおり、次なる土地家屋調査士法の改正への取組に対して行動を起こしております。各政党への予算政策要望においても、関係各所との協議を展開し、戦略として展開をしているところです。

法務省民事局はもとより、関係する士業団体との関係性には、これまで培ってきた信用と信頼に基づいて、対話と交渉の道を確保しております。さらに、政治の世界にも、全国土地家屋調査士政治連盟との連動性を活かしています。先の法改正を実現した経験から、土地家屋調査士法の改正には、並々ならぬ熱量が必要になります。今回の全国会長会議の位置づけは、私たち今を生きる土地家屋調査士の責任として、次世代に引き継ぐたすきを盛り込むことだと考えています。未来の土地家屋調査士の姿を思い描きながら、議論展開をお願いいたします。

今後も、土地家屋調査士は、地域に密着しつつ国民の皆様的重要な財産である不動産の権利の明確化に寄与することにより、明るく安全に暮らせる社会を維持することを目的とする資格者で在り続けることを議論し合う意義深い全国会長会議となるよう挨拶とさせていただきます。

3 座長選出

司会者指名により四国ブロック協議会から愛媛県土地家屋調査士会の池川晋一郎会長が座長に選出され、議事が開催されました。



愛媛会 池川会長

4 各部等事業計画の実施状況と今後の取組の説明

各部等から説明がありました。説明の概略については、以下抜粋いたします。

一 制度対策本部関係

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部規則第3条に規定する土地家屋調査士制度、不動産登記制度、司法制度及び地図に関する事項等で緊急な対応が求められる課題について、適時適切な活動を行うこととする。

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

政党や議員連盟への予算・政策要望の項目は次のとおり

- (1) 法務局地図作成事業(不動産登記法第14条第1項地図)の推進について
 - (2) 地籍調査事業の推進について
 - (3) 表題部所有者不明土地の解消に向けた施策の推進について
 - (4) 筆界特定手続に関する施策の推進について
 - (5) 土地家屋調査士法等の一部改正について
 - (6) 所有者不明土地・所有者不明建物の発生を防止するための施策について(不動産登記情報の最新化)
 - (7) 表示に関する登記の手続きにおける固定資産課税台帳情報の利用について
 - (8) 狭あい道路解消に係る予算措置について
 - (9) 土地家屋調査士試験受験会場の増設について
- 2 土地家屋調査士制度改革の推進
 - 3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処
 - 4 情報管理システム構築のための調整対応
 - 5 学識者との共同活動
 - 6 連合会組織改編に関する検討

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

- (1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備
 - ① 会則及び諸規則の改正等について
 - ② 会則及び諸規則等の改正の検討について
 - ③ 土地家屋調査士会の会則変更の対応
 - ④ 日調連関係法規集の作成

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

- ① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について
- ② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和7年3月追加)」の作成について
- ③ 「土地家屋調査士懲戒処分事例集(令和3年3月31日～令和6年3月31日)」の作成
- ④ 損害賠償請求に備えた専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険の加入

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

2 連合会業務執行体制の整備・充実

3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事項

- (1) 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録件数並びに各種証明書の交付
- (2) 登録審査会
- (3) 登録システム Windows11への移行、デジタル庁が進めている「国家資格等情報連携・活用システム」に関する検討

4 民間認証局に係る登録局の適正な運営 電子証明書の適正かつ円滑な発行を行う。

土地家屋調査士電子証明書発行状況(令和6年8月28日現在)

有効電子証明書所有者 11,715人
(会員数 15,465人(令和6年4月1日現在))

5 情報公開に関する事項

6 会館の管理に関する事項

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

- (1) 予算執行の適正管理
- (2) 中長期的な財政計画の検討
- (3) 特定資産の在り方の検討

2 福利厚生及び共済事業の充実

- (1) 親睦事業の検討及び実施
 - ① 写真コンクール
 - ア 令和6年度 第39回の実施
 - イ 令和7年度 第40回の計画
 - ② 親睦ゴルフ大会
 - ア 令和6年度 第37回 徳島県土地家屋調査士会及び四国ブロック協議会の協力により開催予定
 - イ 令和7年度 第38回大会 九州ブロック協議会の協力により開催予定
- (2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営
 - ① 賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存保

険への加入促進について

②土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理フローの修正について

(3)国民年金基金への加入の促進

3 大規模災害対策に関する検討

次の災害の被災会員に対して、大規模災害対策基金から義援金を給付した。

令和6年能登半島地震(32名)

令和6年7月25日からの大雨(2名)

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1)土地家屋調査士職務規程に関する事項

(2)土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項

(3)不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項

(4)新技術の業務への利活用の検討に関する事項

(5)「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」の通達に伴う事務取扱要領等の改訂について

(6)日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)の今後の取扱いについて

(7)取扱事件年計報告書総合計表について年計報告書及び事件簿の様式の一部改正について検討していく。

2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導に関する事項

3 登記測量に関する事項

(1)登記基準点についての指導、連絡及び検討
登記基準点測量における知識の向上及び技術の研鑽を目的とした研修の計画

(2)土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

(3)会員技術向上の検討及び指導

(4)関係機関との連携及び協議

4 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討

5 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応 土地家屋調査士調査情報保管理システム「調査士カルテMap」の利用者拡大と機能及び業務に役立つ使用方法の周知

6 オンライン登記申請への対応

7 業務マニュアル等の検討

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施・検討

(1)専門職能継続学習の運用

①土地家屋調査士専門職能継続学習(以下「CPD」という。)の運用管理

②土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会(CPD評価検討委員会)の開催

③測量系CPD協議会連絡会への出席

(2)義務研修の実施・検討

①新人研修

令和6年度土地家屋調査士新人研修は、中央実施型で昨年と同様に東京と大阪の2会場で実施する。

一部講義について、eラーニングによる事前視聴を実施した。

ア 東京開催

開催日 令和6年9月29日(日)、30日(月)

場所 東京ドームホテル

受講者数 223名、視察者10名(令和6年9月18日現在)

イ 大阪開催

第2回募集の締切りは、令和6年12月2日を予定している。

開催日 令和7年2月16日(日)、17日(月)

場所 新大阪ワシントンホテルプラザ

受講者数 93名、視察者 0名(令和6年9月18日現在)

②年次研修

(3) eラーニングの拡充・整備と運用

①コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備
eラーニングの更なる充実を図るため、東京法経学院とコンテンツ制作委託の契約を締結し、2本のコンテンツを制作する予定である。

②連合会が企画するコンテンツ制作

③eラーニングアクセス状況

令和5年度 アクセス数17,740件、ユーザー数5,002名

令和6年度 アクセス数 4,876件、ユーザー数1,392名(令和6年8月末現在)

(4)研修体系及び研修の充実の検討

①全国の会員を対象としたウェブ研修会

②研修体系の検討

(5)研修情報の公開の活用・推進

(6)研修部が管理するシステムの構築・検討

新しい研修管理システム(manable)の構築を行い、10月22日に運用を開始する。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

六 広報部関係

1 広報に関する事項

- (1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信
 - ① 外部広報の充実
 - ア ウェブコンテンツの作成
 - イ 各種公式SNS (Facebook、X、YouTube) の運用
 - ウ プレスリリース・ニュースリリースの発行
 - エ 取材対応
 - ② 広報イベントへの参画等 こども霞が関見学デー (令和6年8月7日、8日)
法務省民事局民事第二課と協力して参画した。
 - ③ 広報ツールの作成又は活用
 - ア マンガ小冊子の増刷
 - イ 土地家屋調査士PRパンフレットの作成
 - ウ 広報ポスターの制作
 - エ その他ポスターの制作
- 土地家屋調査士試験日、土地家屋調査士の日及び全国一斉不動産表示登記無料相談会のポスター(データ)を制作した。

④「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動

⑤ 受験者の拡大に向けた活動

小・中学生向けに朝日新聞社が発行している「おしごと年鑑」へ土地家屋調査士の仕事などを掲載した。13歳のハローワーク公式サイトへの職業サポーターの継続を行った。

令和5年度同様、受験専門学校と相互協力について協議を行った。

⑥ 土地家屋調査士白書の作成

『土地家屋調査士白書2024』を令和6年7月10日に発刊し、関係各所に配布した。

(2) 各土地家屋調査士会に向けた広報

- ① 土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有
- ② 土地家屋調査士会又はブロック協議会への情報提供

(3) 会報の編集及び発行

- ① 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
- ② 各土地家屋調査士会の情報の集約と共有
- ③ 連合会各部の情報発信

2 情報の収集に関する事項

七 社会事業部関係

1 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備

- ① 令和7年度から始まる法務局地図作成事業の次

期10か年計画に関する説明会の開催(令和6年4月16日)

- ② 今後の法務局地図作成事業の在り方と土地家屋調査士の関わりについて、法務局地図作成等基準点測量作業規程及び法務局地図作成作業規程(基準点測量を除く)について法務省民事局民事第二課と検討を行っている。
- ③ 法務局地図作成事業に従事する人材の育成を目的として、令和6年度土地家屋調査士新人研修において、受講者に対し法務局地図作成事業の説明を行うこととしている。

(2) 地籍整備事業の情報収集・啓発

- ① 地籍調査事業に積極的に土地家屋調査士が参画できるように情報収集を行っていく。
- ② 国土交通大学校からの依頼を受け、令和6年度専門課程国土調査研修の講師を派遣した。

2 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項

(1) ADRに関する情報の収集及び提供

- ① 例年実施しているADR運営報告書の提出を各土地家屋調査士会に依頼した。
- ② 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の開催(令和6年8月28日)
- ③ 各土地家屋調査士会ADRセンターにおける研修会の充実
- ④ 調停技法に関するeラーニングコンテンツの作成
- ⑤ 該当土地家屋調査士会を対象に改正ADR法に基づく法務省への変更の届出(変更認証申請)状況に関するアンケートを実施

(2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

(3) 筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携

(4) ODR (オンラインでの紛争解決手続)に関する情報収集及び提供

3 日本司法支援センター (法テラス)に関する事項

4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

(1) 土地家屋調査士法を遵守した入札及び発注の官公署等への啓発

(2) 狭あい道路解消シンポジウムの開催(令和6年10月17日千葉県千葉市)

(3) 全国の農政局等から発出される入札公告に関する情報の各土地家屋調査士会への提供

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 防災関係の情報収集及び提供

災害時において土地家屋調査士が取り組む社会貢献に関して検討を行っており、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則の充

実を図るため、改正案の作成に取り組むこととしている。

- (2) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項
- (3) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画に関する支援

○復興支援対策本部関係

1 令和6年能登半島地震

- (1) 令和6年能登半島地震に倒壊した家屋等に係る滅失登記について、民事第二課と密に打合せを行っている。
- (2) 石川県土地家屋調査士会から依頼を受け、被災地域の市町との打合せに出席している。
- (3) 令和6年能登半島地震における未登記建物の倒壊調査に土地家屋調査士の知見を活用してもらうことについて、被災地の地元自治体向けの資料を作成している。

2 令和6年宮崎県日向灘を震源とする地震への対応(基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について各土地家屋調査士会へ通知した。)

八 研究所関係

土地家屋調査士総合研究所の設置に向けた準備を行う。

各研究員からの研究中間報告書を連合会会報誌に掲載する準備を進めている。

1 表示登記制度に関する研究

2 土地家屋調査士制度に関する研究

3 土地家屋調査士業務に関する研究

- (1) 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究
- (2) 最新技術に関する研究

4 会長から付託された事項の研究

狭あい道路の定義や発生原因、統計的な現状把握、国土交通省や各地方自治体の狭あい道路解消に向けた事業の状況や課題等の取りまとめ、今後の連合会の政策提言等に反映させることを目的とした研究を行っている。

5 各部との連携

6 地籍に関する学術的・学際的研究

- (1) 地籍問題研究会との連携
- (2) 日本登記法学会との連携
- (3) 関連学術団体との研究交流

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第19回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

(1) 法務大臣の指定

(2) 特別研修の実施

＜第19回実施概要＞令和6年7月1日から同年9月7日

全区分合計受講者158名(受検者内訳：新規・再受講145名、聴講・再考査13名)

(3) 実施に係る助成

(4) 土地家屋調査士特別研修過去問集の作成

2 第20回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

5 連合会が取り組んでいる事項等の説明

(1) 土地家屋調査士法改正に向けた動向について

(2) 研修管理システム及びCPD管理システムの構築について

(3) 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)の取扱いにおける今後の方向性について

(4) 令和6年度における財政シミュレーションについて

(5) 日本土地家屋調査士会連合会会費の改定について

(6) 土地家屋調査士総合研究所の設置について

6 意見交換・情報交換

意見交換では、各土地家屋調査士会長からの意見・要望に連合会の各部等が答える形で活発に意見が交わされました。

7 閉会の言葉

杉山浩志副会長

貴重な意見を交わし、非常に白熱した議論ができたことは良いことであったと締めくくられました。



杉山副会長

取材後記

会議を通じて、忌憚のない闊達な議論が交わされ、連合会がスピード感をもって迅速に諸課題に対応していることを感じました。

広報員 北條 誠治(長野会)

シリーズ
地籍学事始め

第7回 地理空間情報ベース・レジストリ としての地図情報の高度化への期待

地籍問題研究会幹事(公益社団法人日本測量協会副会長)
村上 真幸



1. 地図が重ならない

まずは下の表をご覧ください。

精度区分	筆界点の位置誤差	
	平均二乗誤差	公差
甲一	2 cm	6 cm
甲二	7 cm	20 cm
甲三	15 cm	45 cm
乙一	25 cm	75 cm
乙二	50 cm	150 cm
乙三	100 cm	300 cm

これは国土調査法施行令別表第四から一部を抜粋したもので、一筆地測量の誤差の限度を示している。この表の示す筆界点の位置誤差とは当該筆界点のこれを決定した与点に対する位置誤差をいい、平均二乗誤差は今の用語でいえば標準偏差である。国土調査法関連の法令(府省令を含む。)において「公差」は定義されていないが、計量法と気象業務法においては基準値に対して超えてはならない誤差を公差と呼んでいる。上表においては、公差が平均二乗誤差の3倍となっており、位置誤差が正規分布している場合、統計学により公差以内に測定値が収まる確率は99.7%となることから、この場合も基準値に対して超えてはならない誤差と考えてよい。つまり、精度区分甲三の地区においては、筆界点の位置に最大45 cmの誤差が許容され、甲一の地域においてさえ最大6 cmの誤差が許容されている。しかも、この誤差は与点に対する誤差であり、異なる与点を用いた場合にはさらに与点の誤差を加算する必要がある。

与点の誤差は、次の表で規定されている。

国土調査法施行令別表第三

地籍基本三角点、地籍基本多角点及び地籍基本細部点の測量の誤差の限度

区分	水平位置の誤差	
	座標の誤差	閉合比
地籍基本三角点	± 20 cm	1 / 7,000
地籍基本多角点	± 20 cm	1 / 3,000
地籍基本細部点	± 20 cm	1 / 2,000

この表で座標の誤差は標準偏差であるので、その3倍=60 cmまでの誤差が生じうる。この誤差は、上位の基準点である基本測量の三角点の誤差10 cmを内に含むものである。

異なる与点を用いて測量して得られた地図は、隣接又は重複している場所でも座標が1 mくらい食い違って地図が重ならないことが当然起こりうるのである。これは地籍調査に限った話ではなく、公共測量全般に当てはまるものである。

2. DX時代の地図編成

地籍問題研究会は、「DX時代の地図編成」をテーマとして4回の定例研究会(第34回~36回、38回)を開催した。その1回目で「地図が重ならない」問題を取り上げた(会報「土地家屋調査士」2023年7月号参照)。報告者の一人である川口保氏から、上記の国土調査法施行令が定める許容誤差が、測量技術の進歩にもかかわらず、制定以来変更されていないことが問題であるという指摘があった。佐藤修氏からは、地籍調査の成果同士でも同一点で座標が異なる実態と、その理由の一つは実施時期の違い、もう一つは実施主体の違いであることも合わせて報告された。向江拓郎氏からは、eMAFF地図の紹介があり、それを農業機械の自動走行などに利用することも視野に入れているとの話があった。

DX (デジタル・トランスフォーメーション)を進

める前提の一つは、「データはオープン」である。地図も共有されることで自動走行に利用されることを想定したり、地図の作成者や所有者が考えもしなかった新たな利用が第三者によってなされることを想定したりする必要がある。地図が完全には重ならない(しかもそれは間違っただけではなく、正しく作った地図でもそうなる)ことは、測量の専門家にとっては常識であっても、それ以外の利用者にとっては理解しがたいことであろう。

3. ベース・レジストリ～国民の財産としての地図

国全体のDXを進めるために、デジタル庁が中心となって社会基盤としてのデジタルインフラ、国民共有の財産としてのベース・レジストリの整備を進めている。地図に関するベース・レジストリを以下に一部抜粋する。

令和5年7月7日デジタル庁告示第12号
別表第2（抜粋）

制度所管機関	情報源	データ提供機関	データ提供範囲	データ項目
次のいずれかに掲げる機関 一 国土地理院 二 地方公共団体 三 その他の行政機関等	次のいずれかに掲げるもの 一 都市計画図 二 空中写真 三 公共施設管理者等から提供される情報	国土地理院	無制限	一 基盤地図情報 二 電子国土基本図(地図情報) 三 電子国土基本図(オルソ画像)
次のいずれかに掲げる機関 一 総務省 二 地方公共団体	次のいずれかに掲げるもの 一 町又は字の変更等に関する告示 二 住居表示の実施、街区等の新設、変更及び廃止に関する告示 三 あらたに生じた土地に関する告示	国土地理院及びデジタル庁	無制限	一 町字マスタ、住居表示街区マスタ、住居表示住居マスタ(位置・形状情報を含む。) 二 電子国土基本図(地名情報)居住地名 三 電子国土基本図(地名情報)住居表示住所
法務省	次に掲げるもの 一 不動産登記簿 二 登記所備付地図	デジタル庁	無制限	地番マスタ(位置・形状を含む。)

デジタル庁は、アドレス・ベース・レジストリの取り組みにおいて、法務省がG空間情報センターを介して提供したデータを活用し、地番データや筆の形状データを取得・反映していく予定とのことである。

専門家にとっては当たり前のことであるが、この表に登場するそれぞれの地図の位置、形状は相互に重ならない。例えば、基盤地図情報については、平面位置の誤差が都市計画区域内にあっては2.5 m以内、都市計画区域外にあっては25 m以内と規定されている。これらは、登記所備付地図の誤差をはるかに上回る大きさである。座標による位置参照の限界がここにある。デジタルの世界で座標の異なる複数の点が、現実には同一の点であることをどう扱うか。地図の種類や利用目的によりその方法は異なってくるだろうが、地図を国民共有の財産とするには、専門家でない者の誤解や誤用を生まない手段を提供するための研究が必要であろう。

4. 現在の測量機器・技術に見合う座標の決定

第1節でも述べたように、座標値に不確かさがあるのは何も地籍調査に限ったことではなく、公共測量全般に当てはまる。日本測量協会では、自主研究として産学官の協力を得て「測量近代化研究会」を設置して、公共測量において現在の測量機器・技術に見合う測量の方法とそれによって得られる位置座標の不確かさを研究している。紙幅に限りがあり詳細は割愛するが、三角点を用いず電子基準点のみに基づく基準点測量を行うことで、下位の基準点をトータルステーションで測量する場合であっても、2～

3 cm程度の不確かさで位置座標を決定できる見通しが立っている。この方法を地籍調査に応用することで同程度の誤差の基準点設置が可能と考えられ、少なくとも平地においてはコストはそのまま高精度な測量を行うことが可能と考えている。

しかしながら、現実問題として、このような高精度の測量を地籍調査に導入することは可能だろうか。国土交通省地籍整備室によると、令和5年度末時点における地籍調査の進捗率は53%とのことである。国土調査法施行令に定める位置の誤差に関する基準は、この間一定に保たれている。国土の半分超を終えたところでこの基準を変更する要請は、国土調査の枠組みの内在的論理から出てくるのだろうか(これまでこの基準でやってきて困っていないのになぜ変える? 変える必要があるなら、これまで実施した土地はやり直すのか? 土地の登記事務への影響は?)。技術だけでは語れない問題である。

5. 最後に

座標をキーワードに地図情報の高度化について述べてきたが、座標にはこれ以外にも時間変化(地震のない時でも日本列島は動いている。)、地震や火山活動に伴う地殻変動による変化、地盤流動などにどう対処するかという課題もある。また、不動産ID(これもベース・レジストリの一つ)のような識別子による位置参照との関係づけの課題もある。登記所備付地図がベース・レジストリとして本来の想定を超えて利用されるのであれば、想定外の課題も出てくるであろう。これを「地籍学会」は、自らの研究領域ととらえるのであろうか。

愛しき我が会、我が地元

4巡目

Vol.130

青森会

続『広報「みちのくプロレス」!?!』

青森県土地家屋調査士会 広報部長 大柳 錦也

●青森会×みちのくプロレス コラボ広報

当会では、独自の広報活動として「みちのくプロレス」協力によるコラボ広報を行っております。というのも、私が過去にみちのくプロレスに所属しており、平日は土地家屋調査士、週末はプロレスラーと、二足の草鞋で活動していた時期があったからです。2016年に引退した今でも同団体とは良好な関係を保っており、私が広報部役員に就任するにあたり、土地家屋調査士の広報活動に協力をお願いしたところ、快諾していただけました。そして、「青森会×みちのくプロレス」コラボ広報プロジェクトが始まったのです。

まずは、選手の静止画、動画素材の提供に協力いただき、聯合会のマンガ、青森会の広報用動画を作成しました。(こちらは2022年11月号の会報「土地家屋調査士」No.790に掲載されております。)

そして、青森会の会報「会報あおもり」の記事作成にも継続的に全面協力いただいております。(令和5年号の表紙、記事「現場で“できない?”エクササイズ」等)

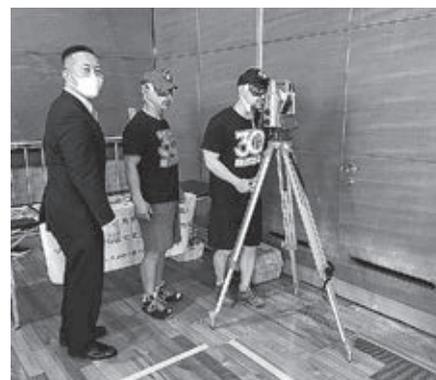
それ以外にも、青森県内でみちのくプロレスが興行を行う際は会場にお邪魔し、観戦されるお客さんに向けてリング上で広報(動画の宣伝、土地家屋調査士という仕事について等)させていただいたり、会場にトータルステーションと三脚ミラーを設置し、お客さんやレスラーに測量体験をしてもらったりしております。



現場で“できない?”エクササイズ
会報あおもり 208号(令和5年発行)より



青森会事務局にて表紙撮影



レスラーによる測量体験
(写真右: ヤッピーマン1号選手)
(写真中央: ヤッピーマン2号選手)

●青森会×みちのくプロレス×相続登記申請義務化 コラボ広報

現在、当会で力を入れているのが、法務局からの協力依頼による相続登記申請義務化の周知広報です。こちらは、広報用ポスターを持った10名の選手の写真撮影をして、青森会のクリエイター AKAPPEI氏にページデザインをしていただき、会報に掲載しました。

直近の大会では、プロレスファンの法務局登記官にリングに上がってもらい、相続登記申請義務化について、お客さんに分かりやすく説明していただきました。



みちのくプロレス×相続登記申請義務化
会報あおり209号(令和6年発行)より

●場外乱闘に巻き込まれることも…

私は引退した身ではありますが、ケガ等で試合ができなくなったの引退ではないため、試合中に選手たちから絡まれることが度々あります。先日は、ヒール(悪役)レスラーのバラモン兄弟の場外乱闘に巻き込まれ、水をぶっかけられ、パウダーを投げつけられ、ボウリング(急所攻撃)まで喰らいました。卍固めでやり返しましたが、相続登記のポスターパネルを濡らしていまい、法務局の方すみませんでした。

プロレスは試合中何が起るかわからないライブ感も魅力の一つだと思いますので、皆様も是非、みちのくプロレス会場に足を運んではいかがでしょうかと、みちのくプロレスの広報もしておきたいと思っています。

●最後に

プロレス会場での広報活動において感じたことは、やはり世間的に認知度の低い土地家屋調査士という仕事について、存在を知らない方、どういう業務かわからない方に知っていただく積み重ねが大事だということです。最近では、会場でお客さんに登記について聞かれることもありますし、トータルステーションでの測定の正確さに驚く若者や親子連れが増えてきたような気がしております。広報は中々成果が見えづらい活動ではありますが、少しずつでも我々の仕事を認知していただけるよう、これからも続けていきたいと思っています。



場外乱闘に巻き込まれる土地家屋調査士



プロレスラーに卍固めをかける
土地家屋調査士



高知会

『高知県土地家屋調査士会主催

ソフトボール大会』

高知県土地家屋調査士会 広報部長 前田 昌利

高知県土地家屋調査士会では、毎年10月下旬の土曜日にソフトボール大会を主催しております。令和6年度は、高知地方法務局チーム、高知弁護士会チーム、高知県司法書士会チーム、高知県行政書士会チーム、四国税理士会高知県支部連合会チーム、高知県社会保険労務士会チーム、高知労働局チーム、高知県不動産鑑定士協会と高知県土地家屋調査士会との合同チームの8チームによるトーナメント戦を行いました。

今年度は大会前日に雨が降り、大会当日も降水確率が高かったためソフトボール大会の開催が危ぶまれ、雨天による中止の場合は8チームの総当たりによるじゃんけん大会が開催される可能性もありましたが、何とか雨が降り出す前に全試合を終了することができました。

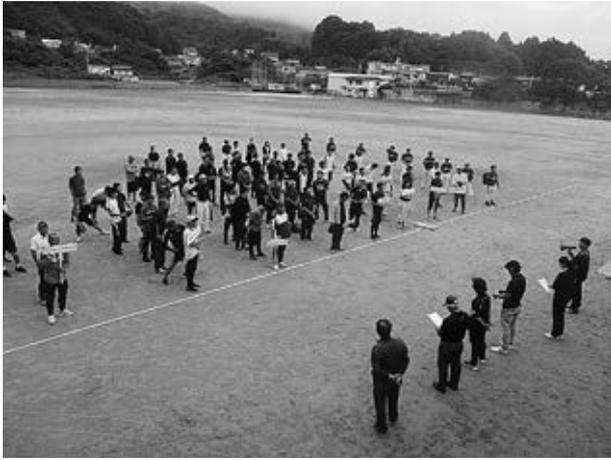
年齢、経験、性別を問わず和気あいあいと親睦を深めるのが目的で、①イニング数は5イニングとし、コールドゲームはありません。②試合時間は50分間とし、越えた場合はそのイニングの裏までとします。③ピッチングについてはスローピッチとし、ウィンドミル投法は禁止とします。④スリーバント失敗はアウトとします。⑤スライディングはOKとし、盗塁は禁止とします。⑥送球でベンチに入った場合は、テイクワンベースとします。⑦9人制とし、選手交代は、同一チームのメンバーに限り、何時誰とでも自由に行うことができます。⑧同率順位の場合は、得失点差により順位を決定します。⑨得失点差も同じ場合には、代表者のジャンケンにより順位を決定します。⑩競技に使用するボールは、通常より少し柔らかい「ジョイフルボール」を使用します。⑪各試合の審判は、試合を行っていないチームが担当します。といったルールで行いました。

ピッチングがウィンドミル投法禁止のスローピッチのため、野球やソフトボールの経験が無くても打

つことはできますが、守備はなかなかできません。飛んできたボールを取ることが難しいですし、取ることができたとしても次の動作が分かりません。守備の良いチームになると外野へのフライはほぼほぼアウトになりますし、エラーによる出塁などまず無いです。つまり、守備の良さが勝負を決めることになります。ただ、守備の良い選手、つまり野球やソフトボールの経験者にも限りがありますので、その場合は、ショート、サード、レフトの守備を固めます。右打者が多いためです。中には右利きのくせに左打席に立ち、ライト方向に打つ兵もいましたが、それは例外です。今年度は高知県土地家屋調査士会のショート、サード、レフトが諸事情で欠場していたため、開催前から上位入賞は難しい状況でしたが、それでも諦めたらそこで試合終了というわけで、なんとか現状の戦力で戦い抜きました。

結果、優勝は去年に引き続き高知労働局チーム、準優勝が高知地方法務局チーム、第3位高知弁護士会チーム、第4位高知県司法書士会チーム、第5位四国税理士会高知県支部連合会チーム、第6位高知県社会保険労務士会チーム、第7位高知県行政書士会チーム、そして最下位の第8位は、我らが高知県不動産鑑定士協会と高知県土地家屋調査士会との合同チームでした。

本来の目的である親睦は深めることができましたが、やはりやるからには勝ちたかったです。ただ、勝ちたいという気持ちはあるのですが、ソフトボールの練習をする気力も体力もありません。そこで、来年度は助っ人を呼びたいと思います。もう土地家屋調査士であるかどうかなんて、どうでも構いません。日本のプロ野球の外国人助っ人選手のようなものです。なんなら高校生のチームでもまると連れてきて、高知労働局チームに圧勝したいです。今から来年度のソフトボール大会が待ち遠しいです。



開会式



高知県土地家屋調査士会チーム



整列



プレイボール

狭あい道路解消シンポジウム

～広がる道路 広がる安心～

日時 令和6年10月17日(木) 13:00～17:00
場所 千葉県教育会館 新館大ホール
主催 日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)
共催 全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
(以下「全公連」という。)
日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会
千葉県土地家屋調査士会(以下「千葉会」という。)
千葉県土地家屋調査士政治連盟(以下「千葉政連」という。)
公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
(以下「千葉公嘱協会」という。)
後援 総務省 法務省 国土交通省 千葉県 千葉市 明海大学



会場風景

1 はじめに

連合会主催の標記シンポジウムが、千葉県千葉市において開催された。

今回で2回目に当たる本シンポジウムは、SDGsにおいて掲げられた「住み続けられるまちづくりを」を実現するため、土地家屋調査士が有する知見を活かし、各自治体等と連携して狭あい道路を解消するための統一的な制度・基準の策定及び財源の確保に貢献することを目的としている。

狭あい道路とは、幅員が4m未満である狭い私道等のことをいう。

今回は、千葉県教育会館大ホールにおいて本シンポジウムが開催され、300名を超える多数の参加者により盛会となった。

2 開会の挨拶

連合会杉山浩志副会長から、開会の挨拶が行われた。

3 主催者・共催者挨拶

主催者及び共催者の一部から挨拶があった。

なお、開催時間の都合上、全調政連と全公連の挨拶は紙面での紹介となった。



連合会 杉山浩志副会長

(1) 主催者代表挨拶



連合会 岡田潤一郎会長
この度は、狭あい道路解消シンポジウムにご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私たち土地家屋調査士が、その解消に向けて取組を続けております幅員4m未満の狭あい道路は、高齢化社会を迎えた日本社会が直面する介護車両の活動

や、緊急車両の進入を妨げるほか、日常の車両の通行や登下校の安全を脅かし、時に火災の延焼を招くなど国民生活の安心、安全を脅かす存在となっています。また、空き家の増加を招く要因の一つにもなっており、狭あい道路の解消は、防災・減災そして国民生活の安心・安全の観点から喫緊の課題と考えています。

私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、日々、不動産の権利の明確化に寄与し、国民生活の安定と向上に資する使命を帯び活動しているところであり、狭あい道路の解消を社会に発信することは、明るく安全に暮らせる社会を維持し、国民の皆様を安心をつなぐ架け橋にもなると認識しています。

今回のシンポジウムが大きな契機となり、国民的議論展開の一步となるよう、お願いさせていただき、挨拶とさせていただきます。

(2) 共催者挨拶

全調政連 椎名勤会長

総務省統計局の調査により、平成30年の全国住宅総数6,240万戸のうち、実に31%が幅員4m未満の狭あい道路に接続していることが判明し、我が国の住環境において、改善されるべき隠れた危険区域の存在が明らかになりました。しかし、全国各地において狭あい道路解消の歩みは遅く、目に見えて進展しておりません。

このようなことから、全調政連は、令和2年土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムを契機に、全公連と強力で連携し、狭あい道路解消活動を開始いたしました。

国によるガイドライン作成や、狭あい道路対策に係る国庫補助金の増額を、自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党の各党土地家屋調査士議員連盟に要望し、本年3月、国土交通省において狭あい道路対策ガイドラインが策定されました。

建物が密集した区域の狭あい道路は、その性格上一気に解消することは困難であり、建物の新築、建て替え、増改築の機会を捉えて解消を図っていくこととなります。地味で目立たない事業ではありますが、重要な事業であり、日々の積み重ねによって、人々の住生活の安心・安全が図られます。

私たち土地家屋調査士は、業界を挙げて関係当局

としっかり連携し、自らの専門性を発揮し、狭あい道路解消に粘り強く取り組んでまいります。

(3) 共催者挨拶

全公連 榊原典夫会長

本年度は、この千葉市において千葉会の企画運営により開催することができました。千葉会の皆様に深甚より御礼申し上げます。

さて、現在、政府において「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進している中、本年1月1日に発生しました能登半島地震において、能登半島に壊滅的な被害が発生いたしました。

全公連は、加盟している公嘱協会と大規模災害時の相互支援のため、「災害時における支援協力に関する協定書」を締結しており、一日も早い復旧・復興業務を進める官公署等からの要請に速やかに対応するため、全国一丸となって復興支援ができる体制を構築しております。

今般の狭あい道路解消に係る取組は、国土強靱化に必要な国土の利用の観点からも、より公共性の高い土地家屋調査士業務として、連合会を中心に三団体が協働して啓発に取り組んでいる中、本年4月1日付けで国土交通省住宅局市街地建築課から、「狭あい道路対策に関するガイドラインについて」が示され、我々土地家屋調査士への期待と役割が明確となりました。

これからも全公連は、公嘱協会と共に狭あい道路解消に係る嘱託登記手続を通じて公益目的事業の充実を図り、国民が安心・安全に住み続けられるまちづくりに協力してまいります。

本日の狭あい道路解消シンポジウムを通じて、今後の防災・減災の一助となることを願って挨拶いたします。

(4) 共催者挨拶

千葉会 土倉靖章会長

本日は、ご参加いただきありがとうございます。

本日のシンポジウムで取り上げる狭あい道路解消事業は、日常の生活や経済活動の問題解決はもちろんのこと、大規模災害が発生する前にできる災害対策であると考えています。



災害が発生した場合の早期の復旧・復興につながるためにも、国民が安全に住み続けられる街づくりのためにも、必要なものだと考えています。

直接の窓口は、本日まで参加いただいている市町村職員の方ではあると思いますが、そのエネルギーとして、本日まで参加いただいている各議員の皆様のご協力が重要な鍵となります。

私たち土地家屋調査士は、この事業に必要な筆界の専門知識と、現場力を持った資格者団体として、協力させていただきたいと思っております。

立場は違いますが、国民の生活を守るという目的は同じです。

それぞれができることを、やらなければならないこととして取り組んでいければと考えており、本シンポジウムがその一端になればと考えます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

4 祝辞

熊谷俊人千葉県知事と神谷俊一千葉市長からご祝辞をいただいた。

(1) 熊谷俊人千葉県知事

「狭あい道路解消シンポジウム 広がる道路広がる安心」が本県で開催されますことを心からお慶び申し上げます。

土地家屋調査士の皆様には、日頃から公共事業の推進に欠かせない登記測量業務に対して、格別のご協力を賜り心から感謝申し上げます。登記測量業務は、道路の整備や交通の円滑化に不可欠な要素であり、皆様のご協力により、より安全で快適な道路環境を実現することができます。

また、本シンポジウムの共催者である千葉県土地家屋調査士会とは、令和6年3月に「災害時における住家被害認定調査に関する基本協定書」を締結し、住家被害認定調査をはじめ、住家被害認定調査に関する知識や技術習得のための研修会開催にご協力をいただけることとなりました。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

さて、道路は、交通という社会の血液を流すための血管として例えられることがあります。本県で言うなら、成田空港と外環道を最短で結ぶ北千葉道路や圏央道などの広域的な幹線道路ネットワークを大動脈とすると、現在整備を進めている銚子連絡道路

や長生グリーンラインなどの国道・県道が細動脈、そして最終的には毛細血管のような生活道路へと至ります。それぞれがスムーズに流れることがとても大切です。

狭あい道路をそのままにしておくことは、車両の進入が困難になるなどの日常生活での支障が生じるだけでなく、災害発生時には、被災者の避難や救助、物資の供給にも大きな影響を与えることとなるため、狭あい道路の解消は、非常に重要なことと認識しております。

本日まで集りの皆様には、ご講演いただく講師の方々の貴重なお話を参考にいただき、今回の「狭あい道路解消シンポジウム」が実りあるものになりますことを期待しております。

結びに、日本土地家屋調査士会連合会をはじめ、開催にご尽力された関係者の皆様に敬意を表しますとともに、皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。挨拶といたします。

(2) 神谷俊一千葉市長

狭あい道路解消シンポジウムが千葉市を会場として盛大に開催されますこと、心から歓迎とお祝いを申し上げます。

都市の基盤である道路は、災害時には被害の大きさを左右する要因となります。幅員の広い道路は、道路ネットワークを維持することで災害時の避難や復旧活動を助ける一方、狭あい道路は、避難を阻害し、火災発生時には延焼を助長する要因ともなり得ることから、本市においても狭あい道路解消に向けた取組は重要であると考えております。

千葉市道のうち、狭あい道路は約500 kmあり、市道総延長の約15%を占めています。このような狭あい道路の解消は、建築基準法による自主的なセットバックに頼らざるを得ず、登記上の処理も任意であり、なかなか進まないことが課題となっております。

そこで、千葉市では後退用地等を寄付していただいた場合に、門扉の撤去等に要する費用の一部を助成するとともに、市が測量、登記等を行い、後退用地等に係る道路を整備する「狭あい道路拡幅整備事業」を平成14年から実施しております。事業の開始以降、随時、内容の見直しを行い、令和元年度から令和5年度までの5年間で約2.9 kmの寄付をいただいております。

本市には、いまだに相当数の狭あい道路が残されておりますので、今後とも、市民のご協力と千葉公嘱協会のご支援により、狭あい道路拡幅整備事業を促進し、安全で良好な住環境の形成に取り組んでまいります。

結びに、連合会の今後ますますのご発展と、関係者皆様のご健勝、ご活躍を祈念して、お祝いの挨拶といたします。

5 講演

(1) 狭あい道路が消防・救急活動に与える影響

四街道市消防本部 次長 村上雄広氏

狭あい道路について、消防及び救命活動の側面からご講義いただいた。

四街道市の紹介の後、狭あい道路により、消防・救急活動に支障が生じる事例が紹介された。消防車及び救急車等が、到着すべき場所に到着できない、又は到着が遅れることによる延焼率及び救急率の影響を、統計上の話としてご講義いただいた。

特に覚えておいてほしいこととして、一般的な救急車の全幅は1.9mであると報告があった。

狭あい道路と救命率をグラフ化した説明があり、統計上狭あい道路等により現地到着が遅れば遅れるほど、救命率が下がる傾向にあると報告され、狭あい道路幅員拡張の重要性が問われた。



四街道市消防本部 村上雄広消防次長(右)

(2) 狭あい道路と宅地の評価

明海大学不動産学部教授・不動産研究センター長
山本卓氏

狭あい道路について、同道路に接する宅地等、土

地の価値という側面からご講義いただいた。

2項道路の説明、不動産鑑定時における調査の進め方及び狭あい道路に接面する宅地の評価として、価値の基本的考え方、調査の在り方、市域レベルや近隣地域レベルの情報と分析、固定資産税評価における考え方等の報告が行われた。

狭あい道路の解消事業は、市民の安全安心な暮らしに加えて、市民の保有する資産価値の増加や、自治体の固定資産税の収入の増加等を見込めるとの報告があった。



明海大学不動産学部教授・不動産研究センター長 山本卓氏

(3) アンケートの結果について

鈴木泰介実行委員長

狭あい道路について、各自自治体の対応という側面から報告があった。

シンポジウム開催に当たり、県内の自治体各担当課に対し、狭あい道路に関する聞き取り調査を行った。関係部署の説明、条例・要項・要領等の有無、後退用地の取得及び管理、後退用地の分筆及び所有権移転登記、狭あい道路の現況把握、狭あい道路の寄付・買収、狭あい道路解消の取組と問題点、官民確定業務、所有者不明土地・空き家・空地対策及びその他登記で

困っていること等が報告された。

狭あい道路解消の問題点としては、予算の問題が多く見受けられた。

(4) 千葉市における狭あい道路拡幅整備事業について

千葉市都市局建築部建築指導課
課長 石川幸夫氏

狭あい道路について、千葉市の道路整備状況の側面からご講義いただいた。

千葉市内道路の説明として、千葉私道の延長約3,200 kmのうち、狭あい道路は、15%にあたる約500 kmある。狭あい道路の課題としては、災害時の避難、見通しの悪さによる衝突事故、緊急車両の妨げ、ごみ収集等効率的な作業の妨げ及び日照・通風の確保があげられた。

千葉市における道路拡幅整備事業の概要が説明され、整備の施工前施工後が事例により紹介され、更に助成金の在り方について報告を受けた。

千葉市には、まだ相当数の狭あい道路が残されているが、市民及び千葉の公囀協会と協力し、狭あい道路拡幅整備事業を拡大し、安全で良好な住環境の形成に取り組んでいくとの報告があった。



千葉市都市局建築部建築指導課 課長 石川幸夫氏(左)

(5) 狭あい道路解消に向けた取り組み

～狭あい道路対策に関するガイドラインについて～

国土交通省住宅局市街地建築課
課長 下村哲也氏

狭あい道路について、国土交通省が示している狭あい道路対策に関するガイドラインの側面からご講義いただいた。

令和3年3月に閣議決定された住生活基本計画の概要に沿って、狭あい道路対策に関するガイドラインが策定された。

狭あい道路における拡幅整備事業の推進は、安全で良好な環境を形成する上で引き続き重要な課題で

ある。

本ガイドラインは、狭あい道路解消に向けた制度構築、事業実施の望ましい在り方及び先進的な事例を示すことにより、地方公共団体の取組が広がるとともに、取組の更なる推進を図ることを目的としている。

セットバック・拡幅整備には、住宅市街地総合整備事業等、面的な整備改善方法がある。一方、個別型及び路線型の整備改善方法もあり、狭あい道路整備等促進事業等が事例とともに紹介された。

狭あい道路沿いについては、建て替え等に制約もあり、更新が進まず危険な状態が存置されやすいことから、計画的な取組が必要である。そのためには、庁内関係部署はもとより、地域住民、地域で活躍する外部専門家等との連携・協力が不可欠である。



国土交通省住宅局市街地建築課 課長 下村哲也氏

(6) 街づくりにはたす土地家屋調査士の役割

参議院議員・土地家屋調査士
豊田俊郎氏

狭あい道路について、民事基本法制の側面からご講義いただいた。

このようなシンポジウム開催がされることに、お祝いと感謝が述べられた。

速やかに狭あい道路の解消を図るとすれば、区画整理事業や密集市街地開発事業を行うことで、一気に解消されるものの、地方においては人口減少時代が始まっている。今まで住んでいた家が不要になるケース、又は維持管理する人がいなくなるケース及び所有者不明問題があり、狭あい道路等の道路整備事業推進の妨げとなるケースがある。

法的整備等の側面から説明すると、平成29年所有者不明土地問題研究会の立上げから、令和元年の表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の制定、令和2年の土地基本法改正、令和3年の民事基本法制の見直し、令和4年の所有者不明土地法改正、令和5年の住民基本台帳法改正、令和6年の相続登記義務化等の時系列的变化の中、法的整備も進んでおり、それにかかわる土地家屋調査士の役割は大きくなってきている。

今回ご参加いただいている町会議員や市議の皆様には、このシンポジウムを機に、地域の地域を見直し、是非、条例等を整備していただき、狭あい道路解消に向けた取組を推進していただきたい。

6 閉会の挨拶

全調政連椎名勤会長から閉会の挨拶が行われた。併せて次回第3回開催予定の宮城県土地家屋調査士会松田淳一会長から挨拶が行われ、次回シンポジウムの案内が行われた。



宮城県 松田淳一会長(左) 全調政連 椎名勤会長(右)

7 おわりに

本シンポジウム後には、盛大に懇親会も開催された。今回の記事は、シンポジウムのアウトラインに軸を置いて執筆したが、本シンポジウム開催に当たっては、連合会及び共催者、特に千葉会土倉靖章会長を始めとした千葉県土地家屋調査士会会員の皆様のご尽力があってこそその開催だったと感じた。

実行委員会の言葉を借りると、土地家屋調査士制度が、10年、15年後も発展し続けるためには、連合会、全調政連、全公連のみならず、土地家屋調査士会の支部会員、地区の政治連盟及び地区の公嘱協会が地方自治体及び議員としっかり手を取り合って連携を図っていくことが非常に重要であるということを変更して認識した。

このようなシンポジウムを通じて、地方公共団体及び議員の信頼を勝ち得て、私たち土地家屋調査士の業務を伸ばしていく必要性を感じた。

広報員 石瀬 正毅(東京会)



懇親会風景



12人の土地家屋調査士

第3回 岩村がゆく

愛媛会 岩村 昌司 会員

愛媛会に所属する岩村昌司さんは、平成5年入会の大ベテランの先輩です。

現在、愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「愛媛協会」という。)の副理事長をされており、9月には地図作成の先進的な取組を学ぶため、石川県まで石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の研修を受講しに行くなど、行動力のある方です。

岩村さんは、長く愛媛協会の社員として、狭あい道路の解消に取り組んできた方です。ある会議の中で私に、「先日、国土交通省まで出向いて、担当者と直に話をしてきたんだよ。」と、嬉しそうに話をされました。そのエピソードにとっても興味が沸いたので、今回、岩村さんにインタビューをしてみました。



東日本ボランティア (下段中央が岩村氏)

毛利: 国土交通省へ一人で訪問することを決めた動機を教えてください。

岩村氏: 愛媛会では、県、市の担当者と狭あい道路に関する研修会を実施していますが、結局予算の問題があり、補助金を増額してもらうためには、国土交通省と総務省に啓発活動を展開するしか手立てはないと考えたためです。

毛利: 岩村さんをそこまで突き動かした理由は何だったのでしょうか。それに、何と言って国土交通省の中に入ることができたのでしょうか。

岩村氏: これはきっと世の中のためになると信じた事が私を突き動かしたんでしょう。

国土交通省の受付では、昨日地元の「狭あい道路に関する研修会」で講師をしていただいたお礼と、狭あい道路解消事業についてもう少しお話を聞いてもらいたいと伝えて欲しいとお願いしたんです。

毛利: どのような内容の話をされたのでしょうか。

岩村氏: 狭あい道路解消のための補助金の増額、土地家屋調査士による事前協議が有効であることなどを話しました。

毛利: 実際に担当官と話してどんなことを感じましたか。

岩村氏: 物凄く親切に対応していただき、部下にも聞かせたいとのことでその方たちも呼んでいただき、途中から上司の方も呼んでいただきました。結果として、自分の行動で国土交通省の担当官と話せたのでよかったです。

毛利: 最後に、この記事を読む人に伝えたいことはありますか。

岩村氏: 土地家屋調査士が実務的に社会から必要とされる重要な一面として、境界に関心のない人に境界についての説明をしていることが挙げられます。道路中心線の協議などは、今すぐには家を建てない、狭あい道路に関心がない人と話すことが必要です。このような交渉を進んで行く人はいません。土地家屋調査士は、その資質としてこういった交渉に長けているのです。土地家屋調査士の専門性を活用することで、社会貢献の拡大が見込まれることを切に願います。

広報員 毛利 潤也(取材・文)



12人の土地家屋調査士

第4回 “コミュニケーター”近藤正行

愛知会 近藤 正行 会員

どのような経緯で土地家屋調査士になったのですか？

私は大学を卒業して、某大手企業に3年間勤めていました。2年半くらいした時に、ある知り合いから「三年先、五年先の自分を想像できるか？」と問いかけられ、自分は全く想像ができなかった。その人は「三年から五年勤めている先輩を見れば分かる」と言い、先輩たちを思い浮かべたところ「この会社を辞めたい」と思いました。

その後、実家が営んでいる建設会社に転職し、働きながら資格の専門学校に通い、二級建築士の資格を取得しました。資格取得後に専門学校の担当者から、何か次の資格を取得しないかとの進めもあり、たまたま目に留まった土地家屋調査士のパンフレットを見て、資格取得を目指すことにしました。

その時は土地家屋調査士という資格を知っていたのですか？

いいえ、パンフレットを見るまでは知りませんでした。パンフレットの裏表紙に書いてあった「年収一千万」という文字を見て、即決でチャレンジすることを決めて土地家屋調査士資格を取得した。いわゆる不純な動機ですね(笑)

土地家屋調査士の資格取得後にすぐ独立したのですか？

建設業の方が忙しく、資格取得後の4年間は登録しませんでした。その後、建設業の仕事が少なくなった時期があり、どうしようかと考えていた時に、土地家屋調査士の資格を持っていることを思い出しました。土地家屋調査士の仕事が全く分からないまま開業をしました。建設業時代の経験が生きて、すぐに仕事を依頼されました。しかし、仕事のやり方が分からないので、資格専門学校時代の仲間に連絡して、土地家屋調査士の仕事を一から教えてもらいながら、少しずつ覚えていきました。



近藤正行会員

近藤さんにもそんな時代があったのですね

そうです。最初買ったのはチビミラーでした。道具を徐々に買いそろえていって、最後に買ったのがトランシットでした(笑)

開業時は仕事が少なかったもので、どうしようと思って、夜に塾の講師のアルバイトをやっていたこともあります。

えっ？塾の講師ですか？！

暇で生活できるか心配でしたからね。大学時代に家庭教師の経験もあったので、隣の塾で働かせてもらいました。土地家屋調査士の仕事をしながら塾講師を5年間やりました。とても面白い経験でした。授業で話すことが楽しかった。話がつまらないと生徒達は寝てしまう。なので、余談をはさみながら授業をすると、興味を持って聞いてくれるようになる。結構人気の講師だったんです。

近藤さんは講演や研修講師などで活躍されていますが、塾講師の経験などが今に活かしているのですかね

当時は意識していなかったんですが、人前で話す訓練にはなったと思います。時には生徒の親も授業を聞きに来ていたりして、良い経験を積むことがで

きました。文字も大きく、生徒達に見やすいように書くことも意識するようになりました。ちゃんと人が読める文字を書く訓練にもなりました。経験というのは無駄なことはなくて、自分にとって必要なことが起きるようになってきていると思っています。

小学生や中学生の時から人前で話すことが平気だったのですか？

いいえ、小学生の頃は緊張するし、苦手でした。小学校の学級委員になった時に挨拶をしたら、からかわれて泣いてしまったことがあります。

その経験から、どうやって人前で話せるようになったのですか？

中学生の頃に目立ちたいという気持ちが芽生えてきました。しかし、恥はかきたくないと思っていました。高校生の頃は、人と違うことを好むようになり、ヘビメタが好きで、バンド同好会に入りました。そこでギターを始めて、人前で演奏した時に注目を浴びることの快感を得ました。これが結構大きな転換点だったかもしれません。また、私はお節介焼きで教えることが好きなので、大学生の時は家庭教師のアルバイトをしていました。そこで生徒や親御さんから教え方が上手いと褒められました。人から言われて教えることに自信ができたのだと思います。自信が付くと、もっと教えたいと思うようになってきました。

コミュニケーション能力にいつから興味湧いてきたのですか？

元々はコミュニケーション能力を身につけたいとは、これっぽっちも思っていませんでした。2010年にある経営者の話を聞いたことが、私にとっての大きな分岐点となりました。当時の私は、人を変えようと思っていて、無意識に人に対して操作、コントロールをしていました。そんな時に、その経営者から「変えられないものは他人と過去。変えられるのは自分と未来」という言葉を教えてもらい、大きな衝撃を受けました。加えて「人を変えたかったら、自分が変わることで巻き込め」という言葉も教えてもらい、そこで自分を変えることを決めました。それから、NLP*やコーチングを学ぶようになりました。NLPやコーチ

* NLP (Neuro Linguistic Programming) = 神経言語プログラミング とは「脳と心の取扱説明書」と呼ばれる実践心理学の一種です。

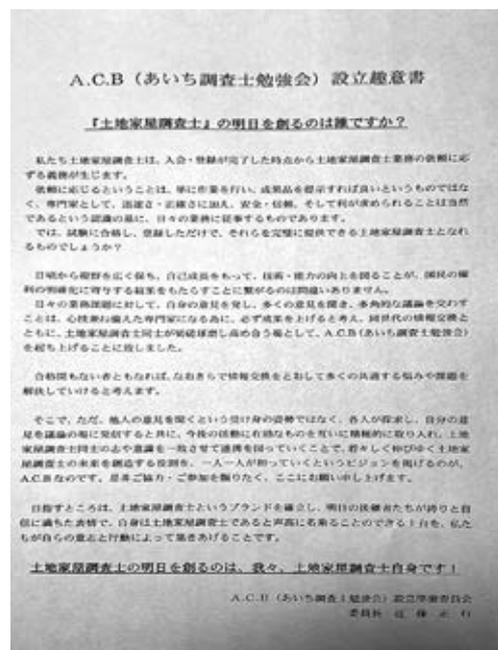
ングを学んでいくことで、自分が人に関わることで、関わる人が笑顔になっていくこと、人を支援する生き方に興味を持ち始めました。その結果、自分のコミュニケーション能力が上達していくことを感じるようになりました。コミュニケーション能力は副産物でした。

近藤さんといえば、ACB (あいち調査士勉強会) の設立に関わっていたと思いますが、その時のことを教えてください。

私が初めて全国大会に参加した時は、愛知には青年土地家屋調査士会はありませんでした。無いなら作ろうということで、準備委員会を7人で立ち上げました。委員会は、回を重ねる度に参加する人が増えていき、それがまた楽しかった。自分からこの人と思える人を口説きに行ったこともあります。今から思うと、人を巻き込んでいったんだなと思います。作っているときが一番楽しかったかな。

その意欲はどこから湧いてくるんですか？

土地家屋調査士業界を変えたいという思いからです。ACBは、土地家屋調査士のブランド化と認知度アップの2本柱を目的に立ち上げました。絶対に必要な資格だと思っているのに、なんでこんなに認知度が無いのだろう？と思っています。困っている人もいるので、土地家屋調査士の認知度が上がって有名になれば、最終的に世の中平和になるし、国のためにもなる資格だし、世の中を変えられると思っ



A.C.B. (あいち調査士勉強会) 設立趣意書

ています。大きな勘違いかもしれないけどね(笑)ブランド化ができれば、受験者数も増えるだろうし、「あなた土地家屋調査士なのかね！」って言われたくない(笑)

これから何かやりたい事はありますか

これと言って特にありませんが、のんびりしたいと思っています。年齢のせいなのかな…

色々学んでいく過程で「本当に生きたいと思う人生を生きたい」と思うようになりました。その時から、仕方なくやることや、嫌々やることはやらないようにして生きてきました。なので、これからもふと「やりたい」と思うことに、一歩踏み出す生き方を

したいと思っています。あちこち旅行にも行きたいと思っています。「～しなければ」、「～であるべき」で今まで生きてきたのだけど、これからは「～したい」という生き方をしたい。

最後に近藤さんにとってコミュニケーションとは？

コミュニケーションは生きていくために必要なツールであり、人間関係を良好に保つツールです。人のストレスは人間関係から生まれます。その人間関係を形作っているのがコミュニケーションであり、コミュニケーションが良好になれば、人間関係も良好になると考えています。

広報員 中島 健太(取材・文)

令和5年～6年度 研究所研究中間報告

研究テーマ3

土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究

土地家屋調査士法第25条第2項に規定する 「地域の慣習」に関わる調査について

研究員 山谷 正幸(旭川会)

1. 目的

研究テーマである「土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究」として、過去に研究所(研究室等を含む。)の研究員が実施してきた『土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習』の成果について、体系的に整理し総まとめを行いたい。また、研究所長から「今後、各土地家屋調査士会又は会員が当該テーマに関する研究を進める上での基礎データとして参考にしていただけるものを作成したい。」との意向が示された。

この意向を踏まえ、過去に研究所が研究員を募って研究した成果を整理するとともに、土地家屋調査士白書に掲載されている『土地家屋調査士法第25条第2項に規定する地域の慣習』に関わる地図等の歴史的な資料(書籍)類等をまとめ、土地家屋調査士会への参考資料として提供できるよう整理することを本研究の目的とした。

2. 概要

既に地元における地図等の歴史的な資料類の調査や研究を行い、その成果を公表している土地家屋調査士会もあるが、明治初年から政府が行った地租改正は、北海道と沖縄県を除いて全国一律ではなく、隣接する府県でも異なる取扱いがされ、図面等も異なった成果となって報告された経緯がある。そこで、

連合会として平成16年8月に研修部において土地家屋調査士法第25条第2項に基づく「地域の慣習」に関わる歴史的資料の必要性を感じ、「調査・収集・報告」要領を作成して、平成17年に全国の土地家屋調査士会にその報告を求めた。その報告結果は、残念ながら報告のみで終わっていたところ、平成26年に研究所に配属された理事が簡単にまとめた経緯があったが、公表には至らなかったため、公表する(後掲の表は紙面の都合上一部のみの掲載)とともに改めて整理しまとめる作業を行った。

その報告書は、土地家屋調査士会ごとにどのような報告がされたかを表にしたものであるが、今回は公図に関する法令を抜粋するとともに、その法令等に基づいて作成された公図の種類ごとの整理も心掛けた。公図のサンプルを掲載することはできないが、その法令の条文を掲げて府県との違いを見ることが、隣接の府県の状態を探る指針としたい。その他としては、平成22年に設立された「地籍問題研究会」で発表された内容は地域の慣習に基づくものや、平成4年からは研究室(現在の研究所の前身)で土地家屋調査士業務に関連する研究発表が行われており、その中にも該当する研究が見受けられた。

また、土地家屋調査士会が作成・発刊した書籍類や「国土調査」に投稿された土地の筆界の慣習事情をも調査したところ、その地域における有意義な史資料であることから整理し、更に公図に対する裁判例として判決要旨・判示事項をも調査の対象とした。

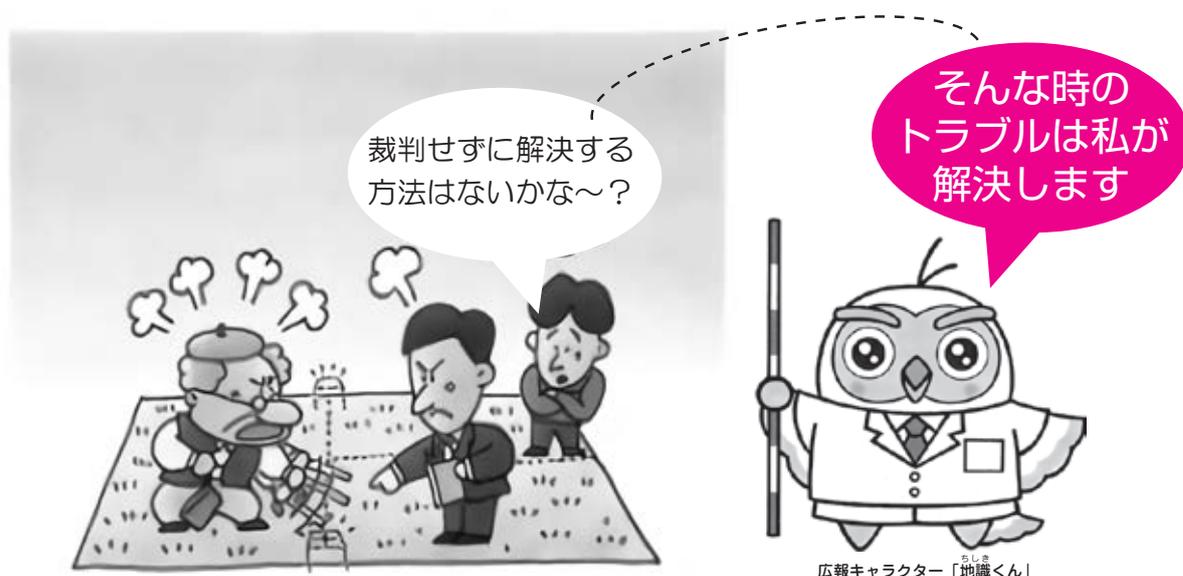
資料1 (土地家屋調査士法第25条第2項に規定する「地域の慣習」に関わる地図等の歴史的調査の概要)

会名	報告書		表(指定様式) エクセル	PDF	様式 会独自	添付書類			調査機関名	調査箇所 調査資料等	中間報告内容	CD 添付	CDの 内容	最終報告内容	その他	書籍	
	中間	最終				市(町村)史	法規類	図面								地券	冊子
1 東京	○	○			○			法第25条2項 調査委員会	国立公文書館、郷土資料館、図書館、地租改正、地図関係、係、法令書等	平成17年6月調査開始予定			行政区画、東京近郊と全国の地租改正法類、測量法規、境界確定事務の変遷、文獻・資料等	参考文献と資料	項目別佐表と資料の制度の変遷	平成15年 3月	
2 神奈川	○	○					地域の慣習 委員会	佐藤甚次郎 書籍「神奈川県 川島の明治 期地籍図」	全支部に調査依頼、歴史的資料調査。平成17年頃より資料の分析				国・郡の沿革史、語句の説明、長さや面積の単位等の説明書	説明報告書～佐藤甚次郎書籍より連合会報2008.9月号にリポートとして掲載			
3 埼玉	○	○			○		企画部・資料 センター	県立文書館、図書館、郷土資料館	土地制度と歴史背景、地域の土地法制調査、土地測量の経緯と方法、埼玉の地域の慣習、積込塚について、埼玉県の成立と公図の沿革などの説明と地図情報一覽		CD	市町村、文書館等関係の地図情報一覽	報告書(土地制度とその背景説明)、地図に関する引用				
4 千葉	○	○						県史	市町村史から重要なものを抽出し収集。仮染地、宅地開発、土地改良を除き、各市町村白地図に着色表示。旧公図地区の無着色部分を調査				回報様式2で改組図の経緯			土地境界鑑定 ハンドブック	平成18年 3月
5 茨城	○	○				○		歴史館、県立文書館、郷土資料館、水戸市立博物館、幕末と明治の博物館等	明治初期の資料調査。更正図の調査・測定尺の調査。茨城県における地図、台帳等制度の調査。地籍編製心得書、境界の定め方の調査。資料収集、沿革史など		CD	茨城県布達、製規、編、丈量、地租改正紀要等	報告書FDとCD添付。歴史館や図書館等で調査	茨城県における地方の慣習による地図の沿革	平成20年 6月		
6 栃木	×	○						文書館、県市町村史					回報様式1・2で回答				
7 群馬	○	×					副会長・常任	県立文書館	明治前期の行政区画変遷の調査。「地租改正沿革・地図の調査				中間報告を使用				
8 静岡	○	○				○		図書館、個人、県市町村史、資料館等		平成17年度より調査開始予定			回報様式1・2で回答。取集資料の分析。法令サンプル	FDが有り? (報告書記載で)。図書館等で調査			
9 山梨	×								田畑・山林・原野の境界を調査。境界木、石等それに替わる目印の慣習調査。築屋制施行地の調査。天類と遷移の特色。村界・字界の調査。地図に種類別状況の調査・整理。								
10 長野	○	○				○		歴史資料収集 委員会	法務局、県立博物館、図書館。		CD	法務局保管の地図等を写真データ。	会独自で「歴史的資料調査票」を作成し、地図のサンプルとコメントの記載	報告書、資料あり。法務局の地図等を撮影。			
11 新潟	○	×								平成17年度より調査開始予定							
12 大阪	○	○						公文書館、市史、会等	資料集した資料の整理・分析、補充調査。公図の作成経緯とその特性並びに読み方に関する資料調査。				回報様式1・2で回答。	法務局・市町村・公立図書館等における公図の保管状況の確認			

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！

研修



審査



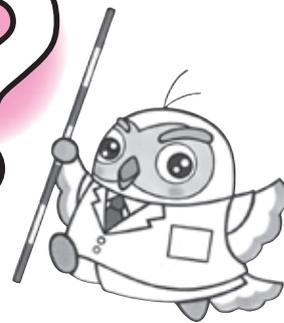
認定

45時間の集中研修でADR代理人として必要な知識を習得します。

研修で培った能力を検定します。

基準を満たした場合ADR代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定されます。

特別研修とは?



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修(17時間)：基礎的な視聴研修（eラーニング視聴）

第20回土地家屋調査士特別研修の講義は次のとおり。

憲法	(2時間)	ADR代理と専門家責任	(2時間)
民法	(3時間)	ADRの意義と機能	(4時間)
民事訴訟法	(4時間)	筆界確定訴訟の実務	(2時間)

2 グループ研修(15時間以上)：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修(10時間)：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義(3時間)：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第20回土地家屋調査士特別研修日程

- 基礎研修 令和7年6月30日(月)～7月13日(日)
- ガイダンス 令和7年7月22日(火)
- グループ研修 令和7年7月22日(火)～8月21日(木)
- 集合研修・総合講義 令和7年8月22日(金)～24日(日)
- 考査 令和7年9月6日(土)





土地家屋調査士新人研修修了者

令和6年度土地家屋調査士新人研修(東京会場)の修了者は次のとおりです。(順不同・敬称略)

関東ブロック協議会(130名)

東京会(49名)

渡邊 聖子	池田ことみ	温品 友陽
岩崎真美子	石川 善久	木田 英祐
笠井三千年	布川 裕	赤尾 雅一
井出 博之	荻原 怜史	弓場 寛之
和田 勇一	伊藤 隼汰	苅田 和幸
吉村健太郎	瀧口 周作	稲積 雄気
小川 誠	岡田 正伸	小田 清治
川村 孝太	三浦 敏秀	大迫 大輔
佐藤 敏幸	佐口美穂子	清水 知鶴
松永 勇矢	田村 平	奥山三楠子
深谷 竜一	佐藤 有治	南條 威彦
小泉 弘樹	小川 薫	早川 任
古川 大輝	長嶋 省吾	濱野 由佳
岩橋 大地	藤井 悠大	平出 麦
西村 浩一	市川 毅	松永 安弘
伊藤 美春	吉澤 健一	成田 国秀
中谷 好成		

神奈川会(23名)

小島アレクサンダー幸司	小島 裕	長田アント悠太
橋本健太郎	谷口 直樹	高原 マヤ
宮川 昌也	菅原 正徒	本田 陽佐
大門 理香	野坂 剛	金子 英史
飛嶋 春希	初海 真直	仙北屋武士
大石 剛弘	長島 諒	中村 浩子
澤山 文朗	出口 裕貴	武田麻衣子
竹下 知花	堀内 建斗	

埼玉会(21名)

梶原 裕太	岸 俊幸	森田 雅之
細川 尚之	臼田 直史	片上 雄介
高橋 亮一	岡本隆太郎	小谷 怜史
田村 和也	原口 幹朗	森本健太郎

秋葉 美幸	曾山 継志	関田 和晃
高島 優	飯田 久典	畝田 尚大
井上 高志	本橋 巨譜	山根 良宗

千葉会(11名)

藤野 航平	樋口 章	伊藤 孝臣
渡辺 真也	鏑木 正文	児矢野未来
石澤 健治	内山 隼樹	江澤 崇裕
四方 佳奈	児矢野智紀	

茨城会(5名)

藤沼 宏明	鈴木 信也	高橋 大佐
鶴見 匡朗	坂口 穰	

栃木会(1名)

渡邊 大稀

群馬会(4名)

新井 崇史	高橋 敏之	奥原 剛
柳井 瑛貴		

静岡会(3名)

松井 裕介	地引 宏之	高橋 希嘉
-------	-------	-------

山梨会(1名)

武藤 正明

長野会(9名)

小林 将司	川上 誠	萩野 力也
岡崎 貴子	大西 健仁	上原 巧也
上原 拓真	黒岩 龍	大井 政彦

新潟会(3名)

丸山 優斗	片岡 裕一	田中 宏樹
-------	-------	-------

近畿ブロック協議会(1名)

京都会(1名)

高橋 翔

中部ブロック協議会(18名)

愛知会(9名)

深谷 貴昭 佐藤 雄太 中野 宏紀
宮地 佳幸 榊山 玄基 岩田 昌也
西中 一貴 小久保誓也 阿尾 充訓

三重会(1名)

大野 貴由

福井会(1名)

清水 勇大

石川会(2名)

紺井 清志 中西 健一

富山会(5名)

橋本 彰宏 越場 昭晶 高田 裕馬
磯 順一 矢野 政幸

中国ブロック協議会(13名)

広島会(9名)

山口 正展 城樂 唯人 田邊あやこ
木村 洋輔 太田 勇一 磯邊 悠太
河野 聖 加藤 康睦 田中 佑弥

岡山会(1名)

佐藤 翔也

鳥取会(2名)

井塚 晃聖 松本 大司

島根会(1名)

坂根 昌幸

九州ブロック協議会(20名)

福岡会(12名)

井上耕一郎 渡り 尚史 福島 卓
山本 大輔 園田 彬人 有富 秀政
増田 竜一 高原 健太 松尾 研士
平田 修人 升永 亮介 丸山 哲也

佐賀会(1名)

池田 侑希

大分会(2名)

近藤 寛亮 峯松 厚史

宮崎会(4名)

松崎 伸哉 堀 純平 松木 正悟
鎌田 朗

沖縄会(1名)

比嘉 志歩

東北ブロック協議会(18名)

宮城会(4名)

柴田 法子 小野寺麻衣 朝井 舞
佐々木信雄

福島会(5名)

佐藤 彰洋 加藤 大貴 佐久間洋希
山田 善雄 國分 欣也

山形会(1名)

長谷部 剛

岩手会(2名)

佐藤 透 岩脇 修

秋田会(4名)

太田 剛史 相田新一朗 阿部 芳孝
須田 真史

青森会(2名)

吉宮可奈子 古川 憲子

北海道ブロック協議会(11名)

札幌会(8名)

高橋 直也	伊関 太郎	上田 侑季
佐川 知也	北川 裕介	矢吹 豪章
村本 雄一	本山 雅之	

旭川会(1名)

筒井 博文

釧路会(2名)

尾越 赴夫 野村 亘

四国ブロック協議会(1名)

高知会(1名)

岡村 一力

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



10月16日
～11月15日

水道橋の街にも木枯らしが吹く季節がやってきた。都会の真ん中では「さざんか」も「焚き火」も目にすることはないが、街路樹による「落ち葉」や「枯れ葉」で冬が近いと感じられる。事業方針大綱の策定を始めとする次年度への準備、そして、大いなる未来を見据えた活動など、日調連会長として6回目の冬もワクワクが止まらない日々の中で、恐ろしく早い足取りで過ぎてしまうことになる。

10月

17日 狭あい道路解消シンポジウム

昨年、神戸で初めて開催した狭あい道路解消シンポジウムを、今年は千葉市にて開催。準備から当日の運営まで千葉会の皆さんにお世話になり、会場には多くの自治体職員の方々をはじめ地方議員の方々も出席いただき、問題提起の場面として継続できたことに感謝。

22日 第1回土地家屋調査士試験制度対応PT会議

土地家屋調査士試験への提言に関する議論を聞くため、PT会議にリモートで出席。私を含め、土地家屋調査士になるために通ってきた土地家屋調査士試験という関門に対する思いや期待を出し合うことのできる機会だと認識している。

23日 土地家屋調査士・司法書士による勉強会

地元愛媛の土地家屋調査士と司法書士が参集し、両制度の現在地を確認するとともに、将来像を語り合う勉強会に出席。たくさんの熱い思いを共有できたところである。

25日、26日 第37回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

今年の親睦ゴルフ大会は、徳島会のお世話で開催することができ、観光コースを含め、156名もの参加

者が四国・徳島の地に集っていただいた。徳島は、私が幼少時代を過ごした場所でもあり、感慨深い思いが自然と湧いてきた。多くの溢れんばかりの笑顔を見て、制度のありがたみをしみじみ感じる時間を過ごさせてもらった。

29日 第24回あいち境界シンポジウム

毎年の恒例となった「あいち境界シンポジウム」に出席。今回のテーマは、「とどげ新時代へ つなげよう地域力 ～震災に強いまちづくり～」と題して社会に発信いただいた。

11月

1日 制度対策本部会議

制度対策本部のメンバーと土地家屋調査士制度全般に関して、情報共有と対応策等を未来志向を意識しつつ協議。

1日 第6回正副会長会議

北村、佐々木、杉山、三戸の各副会長と高倉専務理事、花岡常務理事、大久保総務部長に参集してもらい、組織としての懸案事項を整理するとともに対応を協議。

8日、9日 令和6年度中国・四国ブロック協議会合同研修会及び懇親会

中国ブロック協議会と四国ブロック協議会では、2年に一度、持ち回りで合同研修会を企画している。今回は、私自身の地元である愛媛県松山市での開催でもあり、参加させていただいた。

10日、11日 中部ブロック協議会 各部担当者会同

三重県津市で開催された中部ブロック協議会の担当者会同に出席し、特に石川県能登地方における悩みを直接、お聞かせいただくことができた。その切実な状況に思いを馳せた時、できる行動を今、起こすことが重要だと強く感じた次第である。

12日 長崎県土地家屋調査士会第2回全体研修会

長崎会から研修会の講師を依頼され、三重県津市から中部国際空港を経由して直接、長崎に向かう。長崎は離島が多い地域でもあり、早くからリモートを活用しての研修会開催を実行している。この日もハイブリッド形式で「土地家屋調査士の未来展望」と題し、2時間にわたりお話しさせていただいた。

13日 令和6年秋の褒章伝達式への参列

今年も6名の土地家屋調査士が黄綬褒章を受章され、法務省にて執り行われる伝達式に日調連会長として同席。天候にも恵まれ、受章者の皆さんは、実に晴れ晴れとした表情で式に臨まれていた。

15日 全国の土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会における開会挨拶等

この日は、全国的に均質な土地家屋調査士業務を提供するための環境の整備等を目的としたウェブ研修会を開催。今回は、弁護士の荒井達也先生による「民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響についての解説」と題した講義であった。



広報キャラクター「ちしき地識くん」

10月
16日

○第1回登記基準点評価委員会

<協議事項>

- 1 令和6年度事業計画の展開と事業進行について

16、17日

○第3回社会事業部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会 ADR センターにおける研修会等に関する情報共有について
- 2 ODR 実証事業について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則について
- 4 不動産取引における土地家屋調査士の関与を深めるための方策について
- 5 令和7年度社会事業部の事業計画(案)について

17日

○狭あい道路解消シンポジウム

○第6回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士職務規程について
- 2 土地家屋調査士業務取扱要領について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)について
- 4 年計報告書総合計表及び事件簿について
- 5 筆界特定制度について
- 6 登記測量について
- 7 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 8 調査士カルテ Map 及び不動産ID確認システムについて
- 9 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 10 通達集について
- 11 令和7年度業務部の事業計画(案)について

22日

○第1回土地家屋調査士試験制度対応PT会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士試験制度に関する見直しに係る要望事項について
- 2 試験委員の引継ぎ研修会について

23日

○第3回日調連関係規則等整備PT会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会会則モデル逐条解説集の改訂について

24日

○第2回聴聞

○第4回研究テーマ「表示登記制度」及び「土地家屋調査士制度」合同会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「表示登記制度に関する研究」及び「土地家屋調査士制度に関する研究」における今後の研究の進め方等について

29、30日

○第3回共済会幹事会

<協議事項>

- 1 共済会、桐栄サービス及び三井住友海上火災保険株式会社の業務分担について

30、31日

○第5回研修部会

<協議事項>

- 1 令和6年度土地家屋調査士新人研修(大阪会場)の運営等について
- 2 研修部が管理するシステムの構築・検討について
- 3 土地家屋調査士研修実施要領の改正に伴う規則等の改正について
- 4 土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正について
- 5 (仮称)全国統一ネットワークシステムとの連携協議について

○第6回広報部会

<協議事項>

- 1 令和6年度のウェブコンテンツの作成について
- 2 土地家屋調査士制度広報用ポスターの作成について
- 3 土地家屋調査士パンフレットの作成について
- 4 土地家屋調査士試験の会場等において配布した受講者アンケートについて
- 5 補助者に関する情報収集について
- 6 土地家屋調査士広報コンテストについて
- 7 会報の編集及び発行について
- 8 令和7年度広報部の事業計画(案)及び予算(案)について

○第4回研究所会議

<協議事項>

- 1 各研究テーマの研究の今後の進め方について
- 2 土地家屋調査士総合研究所の設置について
- 3 令和7年度研究所の事業計画(案)について
- 4 令和7年度研究所の予算(案)について

11月

1日

○第6回正副会長会議

<協議事項>

- 1 研修部懸案事項に係る対応について

○第1回制度対策本部会議

<協議事項>

- 1 令和6年度制度対策本部事業に係る懸案事項について
- 2 令和7年度制度対策本部の事業計画(案)について
- 3 令和7年度制度対策本部の予算(案)について

6日

○第3回財務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 中長期的な財政計画の検討について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会費の改定について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 4 親睦事業の検討及び実施について
- 5 令和7年度予算(案)の策定方針について
- 6 財務部及び共済会における令和7年度の事業計画(案)及び予算(案)について
- 7 令和7年度以降のブロック交付金について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)の頒布について

6、7日

○第3回総務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士倫理・職務規程(仮称)の新設及び日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正について
- 2 土地家屋調査士会からの照会について
- 3 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の改正について
- 4 土地家屋調査士検索について
- 5 土地家屋調査士会の入会金の改定に係る今後の対応について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会ハラスメントの防止に関する規則(案)について

- 7 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和7年3月追加)」について
- 8 懲戒処分事例集の作成について
- 9 令和6年度第2回全国会長会議及び令和7年新年賀詞交歓会の運営等について
- 10 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人登録支援システム(仮)の構築について
- 11 令和7年度総務部の事業計画(案)及び予算(案)について
- 12 連合会における令和7年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 13 令和7年度の保険について
- 14 日本土地家屋調査士会連合会災害・危機管理対策マニュアル等の見直しについて
- 15 令和7年土地家屋調査士試験委員に対する旅費交通費の支払について
- 16 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の見直しについて
- 17 事務局職員からの待遇改善の要望について

12、13日

○第4回社会事業部会

<協議事項>

- 1 ODR実証事業について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害復興支援対策に関する規則及び関係規則の一部改正(案)について
- 3 令和7年度狭あい道路解消シンポジウムの開催について
- 4 令和7年度社会事業部の事業計画(案)及び予算(案)について

13、14日

○第7回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士職務規程について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号(領収証)について
- 3 年計報告書総合計表及び事件簿について
- 4 筆界特定制度について
- 5 登記測量について
- 6 令和7年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について
- 7 調査士カルテ Map 及び不動産ID確認システムについて
- 8 登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムについて
- 9 通達集について
- 10 令和7年度業務部の事業計画(案)及び予算(案)について

令和7年度 明海大学不動産学部総合型選抜(企業推薦)のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の総合型選抜(企業推薦)の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目**：小論文及び面接 ※小論文・面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、可否を決定します。

◎**願書受付期間等**

A日程 受付は終了しました。

B日程 (1)願書受付期間…2025年2月21日(金)～2月28日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)

(2)試験日…2025年3月15日(土) (3)合格発表日…2025年3月18日(火)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問合せは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

又は 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

奨学金制度

本学が指定する語学及び簿記等の資格を入学前の3月末までに取得した者を対象に、入学年度の授業料を減免する奨学制度です。本奨学制度への申請は出願時から入学後の4月まで可能ですので、入学手続を完了した方にも受給のチャンスが広がります。

◎**給付条件**

入学年度の授業料を全額免除	入学年度の授業料を半額免除
実用英語技能検定準1級以上、TOEIC® L&R720点以上、TOEFL(iBT)® 78点以上、GTEC1260点以上、IELTS5.5以上、日商簿記検定試験1級、宅地建物取引士資格試験(旧宅地建物取引主任者試験)のいずれかを取得した者	実用英語技能検定2級、TOEIC® L&R550点以上、TOEFL(iBT)® 57点以上、GTEC1050点以上、IELTS4.0以上、日商簿記検定試験2級のいずれかを取得した者

※申請方法等については、明海大学浦安キャンパス入試事務室047-355-5116までご連絡ください。

以上

発信文書の詳細につきましては、所属の土地家屋調査士会へお問合せください。

月日	標 題
10月16日	日本登記法学会「第9回研究大会」の開催について(お知らせ)
10月16日	令和6年度日本測量者連盟報告会の開催について(参考送付)
10月16日	日本登記法学会「第9回研究大会」のCPDポイントについて(通知)
10月16日	令和6年度日本測量者連盟報告会のCPDポイントについて(通知)
10月17日	令和6年度ウェブ研修会の受講申込み及び受講方法等について(案内)
10月22日	令和6年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業について(お知らせ)
10月23日	地籍問題研究会第39回定例研究会の開催について(お知らせ)
10月23日	地籍問題研究会第39回定例研究会のCPDポイントについて(通知)
10月25日	令和6年秋の生存者叙勲及び黄綬褒章受章者の内定について(通知)
10月25日	不動産登記規則の一部を改正する省令案の概要に関する意見の提出について(依頼)
10月28日	オンライン登記申請に関するWebアンケートの実施について(お知らせ)
10月29日	当連合会が貴会所属会員への周知を依頼した場合の連絡手段に関するアンケートについて(依頼)
10月31日	地積更正登記業務(近畿農政局住吉宿舎(大阪市住吉区))の見積依頼公告について(お知らせ)
10月31日	令和6年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業について(お知らせ)
11月1日	「取扱事件年計報告書総合計表」の提出方について(通知)
11月1日	狭あい道路解消シンポジウムのCPDポイントについて(通知)
11月1日	土地家屋調査士会ADRセンターが実施する研修の講師陣リストの作成における同研修情報の提供方について(お願い)
11月7日	令和6年能登半島地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について(通知)
11月8日	不動産登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について(依頼)
11月8日	日本土地家屋調査士会連合会令和6年度第3回理事会議事録
11月11日	令和6年度国有農地等測量・境界確定促進委託事業について(お知らせ)
11月11日	令和6年度ウェブ研修会の当日資料及びライブ配信出席時の留意点について(お願い)
11月12日	令和7年版土地家屋調査士手帳の頒布価格について(お知らせ)
11月15日	国民年金基金の制度広報における「冬季特別加入促進キャンペーン」(1月から3月まで)に係る協力方について(依頼)
11月15日	令和6年度高知南国農地整備事業土地の表示に関する登記業務について(お知らせ)
11月15日	令和6年(2024年)宮崎県日向灘を震源とする地震に伴い停止されていた基準点測量成果の改定成果が公表されたことに伴う地積測量図の作成等に関する留意点について(通知)
11月15日	第20回土地家屋調査士特別研修の実施について(通知)

土地家屋調査士名簿の登録関係

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録をした者、登録の取消しをした者及びADR認定土地家屋調査士の登録をした者を次のとおり掲載する。

登録

令和6年10月1日付

東京 8386 中島 芳憲
神奈川 3246 山下 輝也
埼玉 2815 前川 彰
埼玉 2816 並木 崇
埼玉 2817 厚地 慎子
静岡 1876 後藤 浩一
愛知 3148 西尾 力
沖縄 539 伊良部義仁
宮城 1088 望月由紀子

令和6年10月10日付

東京 8387 小澤 快人
神奈川 3247 高梨 真
千葉 2288 田中 大介
茨城 1517 齋藤聡太郎
栃木 964 高山 侑也
和歌山 455 中畑 孝規
岐阜 1334 古田島 哲
岐阜 1335 西脇 克季
山口 1001 埜野 大樹
福岡 2451 春田 隆則
大分 866 塩穴 亮

令和6年10月21日付

東京 8388 柳 京介
愛知 3149 石田 卓史
岐阜 1336 今井 貴規
宮城 1089 原田 孝良

登録取消し

令和6年8月12日付

岐阜 698 杉山 行生

令和6年8月20日付

新潟 1689 尾形 元樹

令和6年8月23日付

宮崎 551 平田登基美

令和6年9月12日付

大阪 2049 山中 延和

令和6年9月17日付

愛知 2774 黒坂 剛士

令和6年10月1日付

東京 7113 泉対 敏郎
東京 7373 山本 通弘
神奈川 3098 柴岡 雅卓
埼玉 1632 鬼頭 利置
埼玉 2020 大久保啓介
埼玉 2149 酒巻 明博
茨城 1039 川松 健次
群馬 540 福島 邦男
群馬 873 三枝 平和
群馬 893 石原 広秋
大阪 2383 松山千恵子
愛知 1853 近藤 憲康
愛知 1882 野呂 豊
愛知 2447 森川 信孝
広島 1373 高尾 良平
熊本 1039 高宗 登
熊本 1110 布田 洋
鹿児島 878 鶴瀬 強
青森 631 小島 孝一
高知 685 富永 武志

令和6年10月10日付

東京 6334 齋藤 憲治
神奈川 1689 鈴木 恒男
神奈川 2069 松田 紀元
千葉 1314 梅内 義則
千葉 1480 六反 英豊
千葉 1866 石井 宏頼
茨城 965 小澤 正
栃木 505 松本 清
静岡 1099 青木 俊一
静岡 1606 増田 文彦
静岡 1708 井口 忠雄
長野 2359 熊谷 良樹
大阪 618 奥田 政雄

京都 415 亀川 弘
京都 857 東本 伸治
愛知 1465 三浦 敏郎
福井 228 青木 茂
広島 1281 杉田 求
山口 793 大田雄二郎
福岡 1125 荻野 紘一
大分 736 安部 孝三
鹿児島 769 磯端 強志
鹿児島 772 富山 義広
秋田 948 山崎 昭光
青森 793 米内口直之
札幌 950 櫻井 昭
旭川 203 万字 信子
釧路 332 梶原 辰也

令和6年10月21日付

東京 6723 高橋 純
埼玉 1718 渋谷 正雄
埼玉 1749 松本 真弓
兵庫 1852 正心 章
兵庫 2236 鷺尾 庄司
愛知 2459 森 義博
三重 503 畑中 義孝
広島 1400 平田 啓郷
広島 1782 小松 隆治
広島 1826 宮崎 宏子
鹿児島 779 村岡 静男
福島 1144 畑岡 邦久
香川 546 小畑 陽亮
香川 575 吉井 一博

ADR認定土地家屋調査士の登録

令和6年10月1日付

埼玉 2816 並木 崇



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

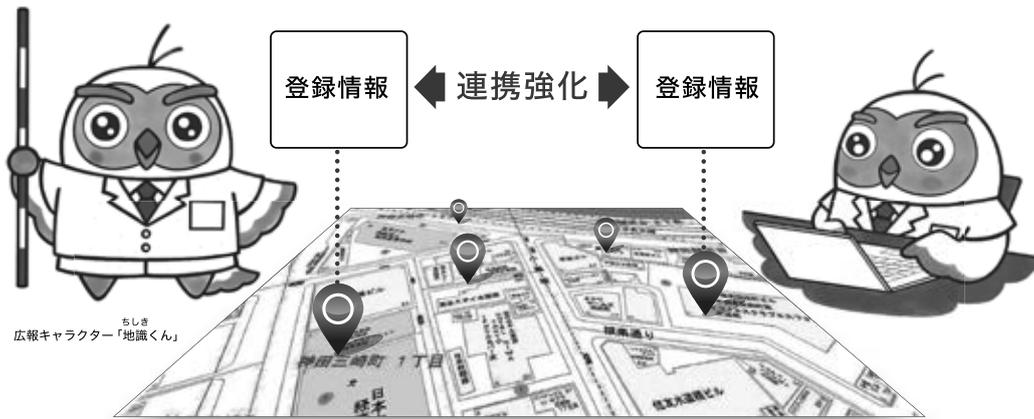
日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム **調査士カルテ Map**

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

地図機能について 「調査士カルテMap」では、以下地図機能がご利用できます。



業務に必要な地図が
これ一つで

住宅地図 ブルーマップ 用途地域

PC やタブレットでいつでも確認でき、
 資料集め・事前調査で活用できます。



地図上で
事件簿管理が可能

- 調査情報・関連書類を地図上に登録し、
 事件簿の一元管理ができます。
- 登録情報は CSV 出力もでき、
 年計表作成にも役立ちます。

新機能追加について

- 共有ページの検索可能縮尺が拡大し、視認性が向上しました。
- 地図画面での現在地移動が可能となり、現地調査での利用がしやすくなりました。
- 印刷範囲が赤枠で表示され、印刷がしやすくなりました。他にも便利な機能を同時追加!

全国閲覧可 月額**3,960円**(税込) お申し込み月の月末まで**無料期間**をご用意しております < 無料で利用できる期間をご活用ください!

詳細・お申し込みは、日本土地家屋調査士会連合会 Web サイトをご確認ください

日本土地家屋調査士会連合会



← 連合会 HP 右下の
 こちらのボタンをクリック



【お問合せ】
 日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

ちょうさし俳壇

第475回



「除夜の鐘」

深谷 健吾

点滴の父に聞こえず除夜の鐘
十字架も聖書もなくてクリスマス
民宿の屋根いつばいに布団干す
思い出の品すてきれず年用意

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

鉄塔のならぶ稜線鱗雲
古葉書に貼り足す切手秋投句
一千歩目指す筋トレ男郎花
秋刀魚一尾半分こして夜の膳

茨城 中原ひそむ

臥せる日の多くなり来て柚子熟るる
誰彼と逝く人ばかり深む秋
子育ての遠き日もあり走馬灯
水中花誰にも気兼ねなき余生

岐阜 堀越 貞有

返り花ひとりよがり咲きにけり
字ごとに車座となり里神楽
一輪に精魂こめて冬薔薇
隙間風妻の本音の見え隠れ

兵庫 小林 昌三

美しき傘を広げて毒茸
秋晴の母校に集ふ喜寿祝ひ

山口 久保真珠美

三振の試合終了鱗雲
新刊を一気に読みぬ夜長かな

千葉 加藤 忠則

こほろぎの可憐な声に聞き惚れり
涼風や湖面に映る雲の影

今月の作品から

深谷 健吾

秋刀魚一尾半分こして夜の膳

島田 操

「秋刀魚」は、秋の季語。刀に似て細長く、背は蒼黒色、腹は銀白色の海産魚。群れは十月頃に北方から南下する。脂の乗った秋刀魚は大衆的な魚として家々の食膳を賑わす。秋刀魚は、安くて美味しい秋食の風物詩であったが、異常気象により高くて小さい魚に。でも一尾を半分こして夜の膳にして食す。ほのぼのとした光景を詠んだ見事な家庭俳句である。

中原ひそむ

臥せる日の多くなり来て柚子熟るる

「柚子」は、秋の季語。偏円形で、外皮は凸凹がひどい。黄熟したものは、芳香と酸味が強く、果皮はすまし汁に、果肉は絞って酢に用いる。木の寿命も長く、果皮や果肉は食用だけでなく、酢として調味料や冬至の柚子湯にと用途は多種、多用である。作者の体調を「柚子熟るる」と擬人化して詠んだ所が見事で秀逸な一句となった。お互いに健康第一で頑張りました。

堀越 貞有

字ごとに車座となり里神楽

「里神楽」とは、冬の季語。御神楽以外で、諸国の神社で行う奉納の神楽のこと。笛や太鼓ではやし、仮面をつけて演じる。主に無言劇である。宮崎県の高千穂などが有名である。「字」とは、町村の中の小区画。「車座」とは、大勢が輪になって座ること。当地に於いては、総出の冬の風物詩である。字ごとに車座となり観劇する。その光景を活写した佳句である。

小林 昌三

美しき傘を広げて毒茸

「毒茸」とは、秋の季語「茸」の傍題。葉緑素を含み下等植物で、種類が多く色彩・形状・大小・美醜などさまざま有毒なものも多い。毒茸は赤・黄・白など見栄えの良い美しい色をしている。昔から「美しい物には棘がある」と言われる通り、松茸狩りは良いが毒茸には気をつけましょう。毒茸を題材にして松茸狩りの情景を詠み込んだ秀逸な時事俳句である。

久保真珠美

新刊を一気に読みぬ夜長かな

「夜長」は、秋の季語。秋分を過ぎると、昼よりも夜の時間が長くなる。夏の短夜のあとなので、夜が長くなったという感じが強い。夜なべに精を出し、読書に身が入るのもこのころである。この句の眼目は「一気に読みぬ」である。新刊を買って来て、読み始めたところ興味津々となり、ついつい最後まで読んでしまった。読書の秋・秋の夜長のフレーズを用いて詠み込んだ秋の佳句である。

加藤 忠則

こほろぎの可憐な声に聞き惚れり

「こほろぎ」は、秋の季語。蟋蟀は種類が多い。一番大きい闇魔蟋蟀は寂しい声でコロコロと鳴き、三角蟋蟀はキチキチキチ、綴刺蟋蟀はりりりりと鳴く。好んで暗い所に棲み、どこでも鳴くので親しみ深い。「可憐」とは、いじらしいさま・かわいらしいさま・愛らしいさまのこと。蟋蟀はわれわれの生活とは特に親しみ深く、その鳴き声が心に染みわたる情感を詠み込んだ佳句である。

国民年金基金

基金だより

～社会保険料控除証明・源泉徴収票等について～

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

■加入者のみなさま

本年中に掛金を納付された方に社会保険料控除証明書が届きます。同証明書は、「社会保険料控除」に係る税優遇の適用を受けるための年末調整や確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

紛失等再交付が必要な際は、支部までお問合せいただくか、基金HP上からも再交付申請書が入手できますほか、申請手続きもできますので、ご利用ください。

■受給者のみなさま

1月中旬に年金受給者の方に源泉徴収票が届きますので、ご確認をお願いいたします。国民年金基金制度は、年金給付について、「公的年金等控除」が適用されています。確定申告が必要な方は、源泉徴収票を大切に保管し、忘れずに手続きを行ってください。

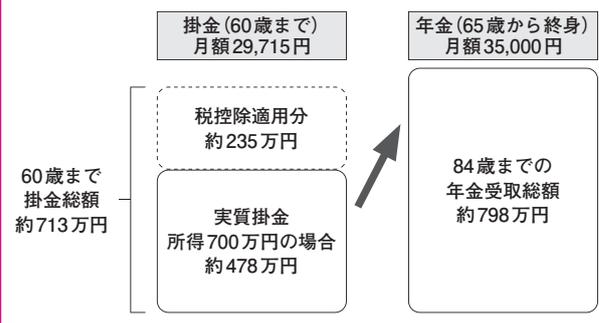
紛失等再交付が必要な際は、支部までお問合せいただくか、基金HP上からも再交付申請書が入手できますほか、申請手続きもできますので、ご利用ください。

■未加入者のみなさま

上記のように、国民年金基金制度では、その掛金が全額社会保険料控除の対象となるほか、年金給付についても公的年金等控除が適用されるなど優れた税制上の優遇措置が講じられています。

年金の掛金と給付との関係を長期の視点でイメージしたものが、図となっています。40歳男性が月額約3万円の掛金で加入した場合、60歳までの掛金総額は約713万円となり、65歳から月額3万5千円

図 40歳0月男性 A型(終身支給)に5口加入の場合



の年金が終身給付されます。図では、65歳時の男性平均寿命を踏まえ、84歳までの年金受取額(798万円)を記載しています。ここで、掛金全額に所得控除が適用されますので、課税所得700万円の場合、実質の掛金負担は、約478万円となります。

新規加入者の9割以上が基金の税制上の優遇措置を重視して加入されています。個人事務所の国民年金加入者(第1号被保険者)の方で未加入の方は、基金への加入を検討いただきたいと思います。

■キャンペーン情報(その1)

1月から3月末までに新規加入された場合、クオカード2,000円を進呈する冬季特別加入促進キャンペーンが実施されますので、ご利用ください。

■キャンペーン情報(その2)

加入者の方が、ご家族や知人等をご紹介・ご加入いただいた場合、クオカード2,000円を進呈するキャンペーンを実施中ですので、ご利用ください。

国民年金基金のご案内

— 税優遇を活かして老後に備える —

税制面のメリット

- 掛金の全額が社会保険料控除の対象
- 受け取る年金は公的年金等控除が適用
- 遺族一時金は全額非課税

加入資格

- 20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方
- 60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方

国民年金(老齢基礎年金)に上乘せする
終身を基本とする「公的な年金制度」です。

ホームページ上でもシミュレーション
加入申出のお手続きができます。

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部
<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/> ☎ 0120-137-533

令和6年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。

旭日小綬章

菅原 唯夫（岩手県土地家屋調査士会）

昭和61年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
岩手会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連副
会長を歴任
平成26年法務大臣表彰等、70歳

黄綬褒章

坂下 直樹（釧路土地家屋調査士会）

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
釧路会理事、同副会長、同会長を歴任
令和4年法務大臣表彰等、69歳

黄綬褒章

谷相 恒行（高知県土地家屋調査士会）

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
高知会常任理事、同副会長、同会長を歴任
令和4年法務大臣表彰等、67歳

黄綬褒章

東海林 健登（山形県土地家屋調査士会）

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
山形会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成30年法務大臣表彰等、66歳

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともに、これからも土地家屋調査士制度の発展にお力添えいただきますようお願い申し上げます。

黄綬褒章

廣居 英夫（埼玉土地家屋調査士会）

平成2年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
埼玉会理事、同常任理事、同副会長を歴任
令和4年法務大臣表彰等、76歳

黄綬褒章

本多 榮（群馬土地家屋調査士会）

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴50年
群馬会理事、同常任理事、同副会長、日調連理事を歴任
平成14年法務大臣表彰等、77歳

黄綬褒章

吉富 勝政（佐賀県土地家屋調査士会）

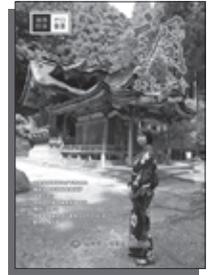
平成3年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
佐賀会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成27年法務大臣表彰等、69歳

※受章者の年令・歴は、令和6年11月3日
発令日現在です。

福井会

「猫のいる生活」

福井支部 吉田 典由



『調 おたより』第180号

数年前のある日、一匹の白猫が庭に現れた。普通の猫より一回りは大きな猫で、がっちりとして貫禄がある。その日はすぐにどこかに行ってしまったが、また翌日現れ、更に次の日にもやってきた。庭で過ごす時間は、日に日に長くなり、ついには庭に居着いてしまった。何をすることもなく、寝たり欠伸をしたり…元々が人懐っこい猫なのか、そのうちに私たちの顔を見ると次第にすり寄ってくるようになった。猫を飼ったことがなかった私たち家族は、どのように猫に接すれば良いのか戸惑いを感じてはいたが、スリスリと甘えてくるのは、なんだかとても心地よかった。

「どうやら雄猫のようだ。」妻が気付いた。ただ、雄猫のくせに、かなりの臆病者で近所の飼い猫にいじめられたり、寝場所を奪われたり、威嚇されたりと、猫なりに厳しい世界で生きているようだった。そんなときだ。白猫はお尻や足に大きな噛みつき傷を付け、大怪我をしてヨタヨタと目の前に現れた。痛そうな傷口や薄汚れた顔を見ていると心が疼く。まずは病院へ…そして、家族の誰が声を上げたわけでもないが、みんなの総意で白猫を家族として迎え入れることにした。

子供達は早速、「チロ」と名付けた。チロは初日から我が物顔で家の真ん中を陣取った。家の壁で豪快に爪を研ぎ、網戸をことごとく破り、布団の上でおしっこをしても、そのチロの行動一つ一つが家族共通の話題となり、すべての会話を弾ませた。チロのお陰で笑顔が絶えることはない素敵な毎日が家中に存在する。薄汚れた可哀想な猫を保護したつもりでいたが、実際は私たち家族の方が、チロから色々な幸せをもらっていたのだろう。心からそう思える。

平成から令和に移り変わる春のあ



チロ

る日に、チロが体調を崩した。毎日交代で看病し、良いと言われる治療は悉く試してみたが、容体は日に日に悪化し、ついには動くこともままならない。そんな中、チロが庭に出たい素振りを見せた。抱きかかえ、皆で庭に出る。そこで、チロを囲んで家族みんなで写真を撮った。

「あれ、これ、いつ以来の家族写真や。」

「チロが来てから、揃って旅行に行くこともなかったしな。」

「チロだけおいて、家を空けるわけにいかんやろ」

そんなことを色々話しながら久しぶりの家族写真を何枚も撮った。

チロが虹の橋に旅立ってから5年が過ぎる。

子供達は巣立ち、初老の夫婦二人の生活は赤みのない灰色の生活だ。

常に寂しく、後ろ向きの生活を過ごしていたとき、知人より保護した猫を引き取って欲しいと連絡が入る。

「チロはヤキモチ妬きだったからなあ。」

「そもそもチロは猫嫌いだし。」

色んな思いが錯綜する…が、目の前のガリガリに痩せたノミだらけの子猫2匹を抱いたとき、この子達と共に幸せになれたらと切に思った。そして、私の心が、そして妻の心が、灰色から暖色に変化していくことを確実に実感した。

猫は偉大だ。猫は安らぎと癒やしと愛を与えてくれる。「猫のいる生活」 私にとってかけがえのないものだ。



マル



メロ

編集後記

つい先日、長かった夏にお別れを告げることを喜んでいたはずなのに、短すぎる秋を乗り越えて、町行く人のダウンジャケット姿を目にする毎日。あと一週間もすれば12月、寒くなる前に済ませる予定の家の大掃除と、計画的にふるさと納税を行う計画は、今年も実行できなかったことを悔やみます。ただ、あちこちで呼びかけたり、呼びかけられたりした忘年会だけは、毎年計画的にスケジュール化され、週5ギッチリと夕方の予定が並びます。この能力を他にも活かすことができると…さらに悔しさが倍増です。

さて、今月号は全国会長会議と狭あい道路解消シンポジウムの取材報告記事がメインとなり、「事務所運営に必要な知識」のコーナーはお休みです。ページ数の都合ですのでご容赦ください。新しい企画や執筆依頼も引き続き行っておりますので、次号以降に順次掲載予定です。

連合会会議のため上京した際には、記事の執筆をお願いしたい方や団体に、会議後、ご挨拶・相談・

打合せに伺う機会が増えました。当期の会報編集の指針としては、「人物」「交流」を念頭に置いて、より多くのステークホルダーとの関係性を構築していきたいと考えています。

編集長個人的には、「ちょうさし俳壇」への投句会員が一人増えたことが嬉しい限りです。9月号の編集後記で取り上げましたが、テレビ番組でも俳句ブームがしばらく続いていますので、少しでも投句者が増えることを願っております。近いうちに広報部役員・広報員からも投稿してみたいと話しています。

来週12月の第一週(この原稿を書いている1週間後)には、連合会広報部YouTube企画のロケで福岡県に出張予定です。連合会YouTubeチャンネルへの公開は、令和7年度の予定ですが、企画・脚本・ディレクターを女性クリエイター、出演者も女性会員にお願いし、これまでと違った視点の映像作品になることをご期待ください。

広報部次長 中山 敬一(兵庫会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社